

令和7年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和7年9月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	瀬 谷 昌 巳 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	鈴 木 昭 彦 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
上 下 水 道 部 長	植 本 純 平 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	鶴 田 宏 之 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君
秘 書 課 長	川 又 英 生 君
秘 書 課 長 補 佐	鈴 木 俊 明 君
市 民 課 長	松 本 光 枝 君
市 民 課 長 補 佐	立 原 好 雄 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	持 丸 博 之 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
資 源 循 環 課 長	成 田 崇 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
資 源 循 環 推 進 室 長	安 齋 岳 美 君
高 齡 福 祉 課 長	鈴 木 晃 君
高 齡 福 祉 課 長 補 佐	石 川 真 理 子 君
保 険 年 金 課 長	山 口 浩 之 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	中 庭 裕 美 子 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君

おいしい給食推進室長	若 月 一 君
おいしい給食推進室長補佐	川 嶋 進 君
生涯学習課長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君
文化振興室長	柴 田 裕 実 君
水道課長	古 木 滋 君
水道課長補佐	田 中 英 樹 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山 田 正 巳
議会事務局次長	石 井 謙
次長補佐	鶴 田 貴 子
主査	上 馬 健 介
係長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 3 号

令和7年9月12日（金曜日）

午 前 1 0 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 一般質問
-

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番内桶克之君、9番田村幸子君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、10番益子康子君の発言を許可いたします。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子です。議長の許可を得まして、一問一答方式で質問をさせていただきます。大項目は二つ、文化財保護についてと、地域猫活動支援事業についてです。

大項目1、文化財保護について。

「笠間市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。」これは、笠間市民憲章の冒頭の一説です。そして、「歴史や文化を大切にし、豊かでうるおいのあるまちにしよう」とあります。歴史も文化も、一朝一夕にできるわけではありません。笠間市には、古い歴史があります。多くの文化財もあります。それが人々に魅力を与えている町だと思っております。

令和7年3月2日読売新聞紙上で、奈良大学文学部の大河内智之教授がこのように書いております。文化財は、地域住民が守り伝えてきたものが多く、信仰の対象、心のよりど

ころとして大切にされてきました。しかし、人口減少や少子高齢化などで管理の担い手が不足し、文化財に目が届かなくなっているというのが現実です。そこで、2019年4月施行の改正文化財保護法では、地域社会総がかりで継承に取り組んでいくことが必要と、初めて「地域社会総がかり」ということを打ち出したということです。つまり、文化財を保護するということは、地域住民だけでなく、行政や市民相互の支えが欠かせないということです。私たちは、文化を大切にするのは当然として、そのままにしておくだけでなく、活用していくべきであります。それを町の活性化につなげていくことが大切と考えます。

笠間市の施策について質問してまいります。

小項目①文化財とは何か、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 10番益子議員の質問にお答えいたします。

文化財でございますが、文化財は文化財保護法において、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産と定義づけられており、同法においては文化財を6分野に分類しております。一つ目が日光東照宮の陽明門などの建造物や絵画、彫刻などのうち国が指定するものは重要文化財、もしくは国宝である有形文化財、二つ目が歌舞伎などの伝統技能や民俗芸能などの無形文化財、三つ目が阿波踊りなど、人々の日常生活における風俗慣習や儀礼に関する民俗文化財、四つ目が石見銀山や市内では笠間城などの史跡、松島などの名勝、屋久杉などの天然記念物といった記念物、五つ目が知床などの文化的景観、六つ目が白川郷、五箇山の合掌造り集落などの伝統的建造物群となっております。このうち国が指定する国宝や重要文化財である有形文化財は、9月1日現在、全国に1万3,505件で、うち国宝が1,145件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、小項目②に移ります。

今、本当に答弁にあったように、文化財と一口に言いますが、いろいろな区分もあるし、種類もあるということが分かります。

では、小項目②では笠間市における国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財について、件数と幾つかの具体的な文化財についてもお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 市内の国、県、市それぞれの指定文化財の具体と件数でございますが、まず国指定文化財は、塙家住宅などの建造物3件、岩谷寺の木造薬師如来坐像などの彫刻4件の重要文化財7件のほか、片庭ヒメハルゼミ発生地天然記念物1件を合わせて8件でございます。

次に、県指定文化財は、真浄寺にある笠間城櫓や月崇寺にある絹本著色阿弥陀如来現前図など、24件でございます。

次に、市指定文化財は、大日堂の木造大日如来坐像や小原香取神社にある算額など、

119件ございます。

これら国、県、市合わせて151件の市内の指定文化財につきましては、市が所有者からの相談を受け、修復への補助金申請の支援などを行い、所有者の御協力の下、その保存と活用を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 確かに、国、県、市、本当にたくさんあります。市指定は100件以上ということで、議長、ここで資料の提示、許可していただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○10番（益子康子君） ここに、笠間市の文化財という本があります。この中には、本当に笠間市における国の指定文化財、県指定、市指定、全部がカラーで載っております。その中にはびっくりするほどに、古墳時代のものの古墳なども含まれております。また、指定が大正時代に指定されたという、そういったものもあります。中には、明治政府により神仏分離令によって壊されるはずだったその仏像を地域住民があつちに置き、民間の家に置きとしながら今まで守り抜いてきたというような、そういった石寺にあるお弥勒さんというのもあると伺ってます。本当にこれを見ますと、いろいろなところに素晴らしい文化財があるということが分かります。

では、小項目③に移ります。

では、それぞれの指定文化財となるにはどのようなことが必要なのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） それぞれの指定文化財になるにはでございますが、指定文化財となるためには、歴史上、芸術上または学術上、高い価値を有することが必要でございます。特に、国指定文化財につきましては、日本の歴史や文化において重要な役割を果たすものであることが求められ、また県や市指定文化財につきましては、地域の歴史や文化、風土を理解する上で欠くことのできないものであることが重要でございます。

なお、指定された文化財は法による保護措置により、将来にわたり保存と活用が図られることとなりますので、所有者の協力も重要となっております。

手続につきましては、国指定文化財は、文化財保護法に基づき、文化庁による事前調査を経て、文部科学大臣が専門家で構成される文化審議会に諮問し、その審議と答申を受けて指定いたします。県及び市指定文化財につきましても、文化財保護条例に基づき進められ、おのおの教育委員会の事前調査を経て、文化財保護審議会へ諮問し、その審議と答申を受けて指定されるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 文化財に指定といっても、なかなか難しい手順、背景も必要だということが分かりました。

では、その中の大日堂、笠間市出身の有名な日本画家、木村武山が建立した仏堂、大日堂について、どういうふうになってきたのか、その経過についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 大日堂の経過についてお答えさせていただきます。

大日堂につきましては、令和4年2月に笠間市が保存と活用を目的に土地と建物を取得し、その価値について市の文化財保護審議会の意見を受け、国の登録有形文化財として登録を目指すことといたしました。

市の手続としましては、登録に向けた図面等の資料作成を進め、令和6年12月の文化庁調査官による現地調査を経て、令和7年1月に文化財の登録手続に係る意見を文化庁へ具申しております。その後、国の文化審議会の審議を経て、文部科学大臣に答申され、今年7月18日に登録内定となりまして、11月には官報告示を経て、国の文化財登録原簿へ登録有形文化財として正式登録となる見込みでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。大日堂はやはり笠間市が関わって、今この定期的な公開に向けて、今活動しているということですね。ですから、毎日公開ではないのですが、定期的に公開し、市内外から見学の方がきちんと来ておる。そのために駐車場も整備されているということで、本当にこれはよかったと思っております。

ではもう一つ、笠間城跡について、お伺いしたいと思います。

関東では珍しい山城です。続日本100名城にもなりました。そのせいもあってか、今も城の好きな人たちが、毎月100人ほど訪れております。ただ、笠間城跡といっても、佐白山の山の中のかかなり広い部分が城址、城跡になっておりますが、なかなかそこに私たちは手をつけることができず、木々は伸び放題、見晴台といっても全然見晴らしよくなくなっております。草も茂り放題、草深い状態です。

市民からはどうかしてほしいという要望がたくさんあるのですが、これまで十数年にわたって、この笠間城跡については専門家の先生方が調査、研究、発掘など、きちんとした検査をしているということですので、現在その笠間城跡について、どうなっているのか。そして、この後どう活用していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 笠間城跡の調査の進捗状況、それから今後について答弁させていただきます。

まず、笠間城跡の調査の進捗状況でございますが、平成26年度から開始した現地調査でございますが、こちらは計画どおり昨年度完了しております。現在、目標とする国の指定史跡に向けて、これまでの調査成果の全てを盛り込んだ報告書の編集や関係各所と協議を重ねながら、令和9年度を目途に笠間城跡の保存活用に関する意見具申、こちらは市が行う国指定へ向けた最終手続となりますが、この意見具申への手続など関係事務を進めてい

るところです。

次に、国史跡への指定後でございますが、保存活用計画の策定のほか、地籍整備のための詳細な現地調査に基づいた整備計画を策定し、遺構の復元やVRの活用など、本格的な整備事業を展開していく予定となっております。

御質問にありました、伐採などによる整備でございますが、笠間城跡の土地はほとんどが国有地や民有地でありまして、さらに県立自然公園でもありますので、現状では困難でございますが、この国指定後に策定する整備計画に盛り込むことで可能となる部分もございますので、まずは国指定を目指しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 今、今後の整備計画を聞かせていただいて、すごく今後が楽しみです。調査研究の成果が出てくると思います。今後もこの計画を注視し、そして周りの環境がどうなるのか、どうもっていくのか、とても楽しみです。よろしく願いいたしまして、小項目④に移ります。

指定されるということのメリットはどういうことがあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 指定されることの主なメリットとしましては、経済的な支援、技術的なサポート、知名度向上による活用促進の3点が挙げられます。

まず、経済的な支援としまして、文化財の保存や修理に費用がかかる場合、国や県、市から95%から50%の補助を受けることが可能となります。

次に、技術的なサポートでございますが、文化庁などの専門機関から管理や修理に関する技術的な指導や助言を受けることも可能となります。また、指定されることにより、文化財としての歴史的背景やその価値が公式に認められることにより、知名度の向上と活用の促進が図られます。

これら経済的、技術的支援や知名度向上により、個人や地域が所有する文化財の保存と活用を促進し、後世への継承につながるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） メリットがすごくあるということが、今の答弁でよく分かります。

では、小項目⑤に移ります。

本市における文化財を現在はどうのように活用しているのか、その事例も挙げてお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

本市では、地域の歴史や文化への理解を深めることを目的に、ふだん見ることのできない文化財を一斉に特別公開する文化財公開を平成28年から開催し、翌年からは隔年で開催

しております。本年は6回目の開催年となっており、10月18日、19日の2日間、楞嚴寺や岩谷寺、弥勒堂に安置される重要文化財である仏像彫刻をはじめ、笠間稻荷神社瑞鳳閣に描かれた来年生誕150年を迎える木村武山の天井画や、久野陶園にあります笠間焼発祥に関わる登窯などを公開いたします。また、市内の重要文化財で常時公開している文化財もございまして、笠間稻荷神社本殿や楞嚴寺の山門のほか、拝観の事前予約が必要となりますが、楞嚴寺の木造千手観音立像、弥勒堂の木造弥勒仏立像がございまして。

このほか、先ほど議員からございました、大日堂につきましては今年11月に国の登録有形文化財に登録見込みであります。堂内の壁画や天井などに郷土の日本画家である木村武山の晩年の傑作が残されていることから、仏画の武山とうたわれた武山の家業への理解と関心を深めるため、公開活用を行っているところでございます。さらに、今年度は特にかしましこ日本遺産認定5周年事業としまして、市の指定史跡である笠間城の歴史を現地で歩きながら学ぶツアーを11月に実施し、多くの方に笠間城の価値を知っていただく機会を提供してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） いろいろ市として活用しているということ、今の答弁で分かりました。

その中の一つ、かしましこ文化財公開について、これは平成28年から各年、2年に一度ずつの公開ということですが、6回目ということなのですが、かしましこ文化財公開というのは2日間だけ公開するということなのですが、それは全部ではなく、昨年については六つの場所だったと思われまして。

公開するというその六つの場所の選定理由、それはどういったことなのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 文化財公開でございますが、こちらの公開は、かしましこ日本遺産活性化協議会が主催で開催しております。日本遺産の認定ストーリーに密接に関わりのある日本遺産構成文化財を中心に選定しており、その中でも国が指定する重要文化財を中心にふだんでは公開していないものや予約を必要とするものなど、所有者の御協力の下、特別感のある文化財を中心に選定しているところでございます。

公開中は300円など拝観料が必要となりますが、お得な2日間共通券もあり、大学生以下は無料でございます。また、市史研究員やふるさと案内人による解説もございまして、市職員が受付や交通整理を行い、気軽に拝観していただくことが可能でございますので、より多くの方に参加いただきたいと思いますと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） では、公開してくれている寺とか神社などなどですが、そこへの補助のようなものはあるのかどうか。というのは、その2日間に大勢の方が見学に来て

くれております。公開に先立ちまして環境整備をしたりとか、檀家さんたちの協力で、もちろん草刈りもするでしょうし、お掃除もするでしょうし、いろいろな本当に手間がかかるわけです。

そういったことで、また湯茶の接待があったということも聞いておりますので、そういった補助については市としてはどうしているのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 市として補助制度はございませんが、2回前の令和3年より、拝観料の一部、こちらを文化財所有者へ謝礼としてお渡ししているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 拝観料の一部というので、多分僅かだと思われま。確かに、接待するということ、その環境整備をするということ、なかなか手間がかかるということも分かります。そういった理由から、手間がかかるので公開したいんだけども公開できないという、断られるというような寺社、そういったところもあるということも聞いております。

京都のほうの、京都と笠間は全然違いますけれども、京都のその辺を見てみると、つまりその建造物があり、それだけでなく、何時間見ても飽きない庭園があります。それだけでなく、その周りにはお茶屋さんを、お茶を飲めるところ、食事ができるところ、そしてお土産屋さんも点在しております。ですから、訪れた方が満足できるわけです。

ですから、やはり笠間市においては、せっかく来ていただいているのだから、くつろいでいられる空間づくりに使う補助金のようなものの検討を今後お願いしたいと思ひまして、小項目⑥に移ります。

文化財保護の課題、今後の保護に対する本市の考えをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 文化財法の課題と保護に対する考えでございますが、文化財法の課題としましては、冒頭議員からもございましたが、文化財を管理している地域や個人において、過疎化や少子高齢化による担い手不足や、文化財の維持管理に係る経済的な負担などが挙げられますが、平成31年の文化財保護法の改正により文化財の保存と活用が一体として図られるようになり、所有者の負担軽減や多様な活用も推進されております。このことから、市民の文化財に対する理解を深め、保存や活用に積極的に関与してもらうための取組や、市や市民団体、市民が連携し、文化財保護の新たな担い手となるようなネットワークの構築が求められていると考えております。

今後も、文化交流都市を標榜する本市にとって、文化財は重要な地域資源と認識しておりますので、所有者の御協力の下、公開活用の機会などを通じて、文化財の観光資源としての潜在的な魅力を普及拡大していくことで地域の活性化につなげていくとともに、市民の文化財への地域の宝という理解と関心を深め、保存と活用の好循環を創出してまいりたい

いと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。観光資源として、そして市民も、私たち市民もそこをちゃんと宝だと思って見ることにより、やはり活性化していくことと思われれます。今後ともよろしく願いいたしまして、大項目1を終了いたします。

大項目2、地域猫活動支援事業について。

犬や猫、鳥など愛玩動物、つまりペットは私たちの生活に潤いや安らぎを与え、今や家族の一員となるほど重要な存在となっております。また、災害救助で働く動物もおります。アニマルセラピーといって、心を癒やしてくれる動物もおります。そういった私たちの社会活動の様々な場面で活躍する動物もおります。

このように人と動物が共生している一方で、安易な飼養、飼い方ですね。あと、遺棄、動物を捨ててしまう。そしてまた、虐待、また虐待するために飼う。また、悪質業者による販売などなど、本当に社会問題ともなっております。

身近な動物としては、やはり犬猫がいます。2016年12月、茨城県は県犬猫殺処分ゼロを目指す条例を制定しました。制定から5年目、2021年には殺処分ゼロとなりました。そして、それが今も続いているということです。

しかし、前回の一般質問で西山議員が犬猫の保護について質問されており、いろいろな問題も抱えている実情もあるということを指摘されておりました。今回、私は猫について、どうしたら共生社会を構築できるのか。人間だけでなく、猫自身の福祉も考慮し、互いの命や生命を尊重しながら調和の取れた関係が築けるのか、質問してまいります。

小項目①、地域猫についてお伺いしたいとともに、野良猫との違いについてもお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 10番益子議員の御質問にお答えします。

地域猫についてお伺いしたい、また野良猫との違いについてもお伺いしたいとの御質問でございますが、地域猫及び野良猫はともに法令上の定義はございませんが、茨城県の茨城県地域猫活動ガイドブックでは、特定の飼い主がおらず屋外で生活している猫のことを野良猫としており、地域の理解と協力を得まして不妊去勢手術が実施され、地域による一代限りの適切な飼養管理がなされている猫を地域猫としております。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 地域猫というのはやはり地域の理解が必要で、一代で避妊去勢しているということですよ。ですから、その見分け方はやはり耳に三角の切り目を入れているのが目印になりますので、別名桜の形になっておりますので、さくら猫とも言われているということです。

では、小項目②、野良猫に関する苦情はたくさんあると思われれますが、こういった内容

があったのかお伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 野良猫に関する苦情の内容でございますが、主な苦情の内容としまして、近隣の住民の方が餌やりをしております野良猫が増えている、ふん尿されてしましまして臭いがひどい、敷地内で野良猫が子猫を産んでしまった、車に傷や足跡がつけられたなどがございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 確かにそういった苦情は市のほうに来ると思いますが、そのときの対処法、どうやって対処しているのか、事例を挙げて教えていただきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまありました、職員による、市のほうでの対応でございますが、まず職員による現地確認等を実施したりします。また、そのときに、現場を確認したとき、苦情対象の猫が飼い猫か野良猫かなどについても調査いたします。飼い猫の場合には、飼い主に対しての屋内飼養の指導等を行っているところでございます。野良猫の場合には、地域猫としての地域での飼養が可能かどうかというふうな手続に向けまして、地元の方々との調整等を行っているところでございます。また、野良猫が子どもを産んでしまった場合とか目の開いてない子猫の場合なんかでは、県の動物指導センターでの保護対象となりますので、そういったところの手続を進めておるところです。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 対処法については、苦情があった地域の方が分かるような感じの対処法をきちんとされているということが分かります。

では、小項目③に移ります。

本市における地域猫に関する支援事業、つまり地域猫にするためにどういった支援があるのか、その辺のところをお伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地域猫に関する支援事業としましては、地域の方々が主体となって行う野良猫を捕獲して不妊去勢手術をし地域へ戻す、いわゆるTNR活動を、茨城県地域猫推進活動事業及び公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用しまして、地域の方々や県内の動物病院、ボランティア団体などと連携して実施しております。また、この事業を行う際には、野良猫の捕獲や捕獲器の貸出しなどの対応を行っているほか、野良猫による被害で困っている地域に対し、区長を通じて地域猫への取組の理解と協力が得られますよう、働きかけを行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） では、今、答弁にありましたように、地域の保護団体といいますが、ボランティアさんたちの活躍もあるとお聞きしましたが、その存在について笠間市

としては把握しているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 確認をさせていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 反問許可いたします。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもが確認しているのかということは、ボランティア団体とかを把握してるかという御質問でございましょうか。

○10番（益子康子君） そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々、把握してございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） その保護団体とかボランティアさんたちがどんな活動をして、どの辺にいるのか。ボランティアさんといいますが、何ですか、ちょっときちんとやっ
てるボランティアさん、ちょっと分からないボランティアさん、お金もうけのために何か
やっているというようなこともあるので、ある程度把握しているということなので、そこ
はよかったです。

今回私が話を聞かせていただいた御夫妻、また一緒に活動しているという方、そういう
人に話を聞きましたところ、御夫妻で仕事をしてるのですが、ボランティアをしながら12
匹も現在飼うことになってしまったということです。また、子どもが産まれてしまったと
いう話があれば、きちんとしたその猫を保護して、ある程度保護をしながら里親探し、も
ちろん里親もいろいろな里親いますので、きちんと猫を保護して飼ってくれる里親さん
を探している。そして、譲渡したという話も聞いております。

また、野良猫が1匹、2匹ではないんですね、いるところは10匹以上20匹近くもいると
いう、それで困っているという話があれば、そのボランティアさんたちも、市から捕獲器
を借りるのもあるのですがそれだけでは足りないということで、自分で買ってしまったと
いうこともあって、捕獲器を持って行って捕獲し、その獣医さんに連れて行って避妊なり
去勢なりをし、麻酔が覚めたときにまた地域に戻すというような活動をしているというこ
となのですが、その捕獲器の貸出しについて聞きたいと思いますので、笠間市には何台あ
るか。

そして、その台数で足りているのかと同時に、猫よけ器という超音波を発するものがあ
るんですね。これ、日立市では市民に貸出ししているというようなことなのですが、それ
は猫や猫が庭とか畑に入り、ふん尿の問題、あとはいろいろな問題で困るとき、近づけな
くする機械ですね、猫よけ器、そういったことについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市が保有している捕獲器の台数は、10台ございます。ま
た、それで足りているのかという部分につきましては、一時的に多頭数を捕獲する必要が

あるとかそういった場合には、ボランティア団体の協力を得ながら、ボランティア団体が所有している捕獲器なんかも併用して捕獲してございます。

あとは、猫よけ器については、私どもも承知してございます。一般にもホームセンターもそうですし、流通しているものがございます。先ほど自治体のお話もされたと思いますが、やっぱりそういった自治体、県内でも2自治体でやってるという情報は、私自身では持ってございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 捕獲器についてはボランティアさんも持っているので、10台でどうにか足りている。10匹以上というのは、そうそうあることでもないと思います。ただ、猫よけ器については、また検討していただきたいと思います。

そして、こういったいろいろな問題、猫で困っている問題、解決する方法がありますよ。つまり、地域猫にすれば、その場所で餌をあげる。そして、ふん尿も同じ場所ですて、その地域の人が片づける。そういった周知啓発が必要と思いますが、市民へどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 野良猫に限らず、愛玩動物の適正飼養という部分については、ホームページなどを通じまして、私どもは実施してございます。

また実際、先ほども答弁しましたが、野良猫等の被害で困っている地域の方々に対しては、行政区の方々に協力、理解と協力を得ながら、その課題解決の一環としての地域猫活動等を推進しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 確かにホームページ見れば分かりますし、行政区、区長のほうからいろいろな情報もいかれると思いますが、やはり週報で載っているのだと白黒のページなので、市民の方はなかなか目に留めないということが多いのではないだろうかと思えますので、できればA4、この大ききでカラーのポスター、回覧板、これをつくって、そして野良猫やその辺で困っている対処法はありますというような情報を流してはいかがかと思います。

ですから、地域猫にすれば、その猫一代で生を終えるということです。ですから、市民でもそういうことが分からない人は、野良猫が食べ物がなくで飢えていてかわいそうということで、近所の目を意識しながら、遠慮しながら、こっそり餌を与えているよということも多くあります。地域猫にすれば、堂々と世話をすることができるんです。

やはり、ポスターは予算をつけないといけないことなのですが、やはりどの市民も目を向けていけるようにしていただきたいと思えます。

あともう一つ、道路で死んでしまった猫の処分方法、笠間市はどういうふうになっている

のか、お伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 例えば、市道等で動物が亡くなっているのを市のほうに御連絡いただいた際には、市の職員が回収し、市の廃棄物処理施設において処理をさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。道路で死んでしまった猫、生ごみ扱いという形だと思います。もちろん、心ある人は埋めてくれる人もいるでしょうし、市に頼まなくても自分でできるという人はいろいろな処分の仕方をすると思いますが、結局は生ごみ扱いで猫の処分をしてる。

野良猫の寿命は、とても短いです。栄養不足があります。感染症があります。苛酷な環境の中で生きてます。猫同士のけんかで、けがもします。交通事故で、短い一生を終える猫もいます。飼い猫の寿命は十五、六年、または20年と長くなっているのに比べ、野良猫は3年から5年、またほかの資料によると二、三年、本当にかなり短いですね。のんびりひなたぼっこをして、寝そべっているように見えていますが、実はおなかをすかせて動くのがおっくう、また具合が悪いときもあるのです。野良猫にとっては、きれいな水を探す、これが大変一苦労です。

茨城県は、犬猫殺処分ゼロを目指す条例の中に「犬や猫の命を尊ぶことがひいては人間の命の尊厳の確保につながることに鑑み」とあります。教育において大切なことと考えます。道路で死んでしまった猫、これは生ごみとして扱うのはとても見ていられないというボランティアさんたちの意見を多く聞きます。できれば、ペット霊園などで合同埋葬していただけたらと要望いたします。当然、予算をつけなければできない事業ですが、子どもたちへの教育として、命を大切にする、そういったことが子どもたちを育てる上でもプラスになる政策と考えますので、これは考えていただきたいと思ひまして、最後、小項目④に移ります。

共生のための施策として今後必要なことは何か、お伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 共生のための施策として今後必要な何かとの御質問でございますが、市では笠間市動物の愛護及び管理に関する条例に基づきまして、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指しております。

その取組としまして、飼い主への適正飼養の普及啓発や、野良猫の繁殖を防ぐための地域猫の取組などを実施しておりますが、議員おっしゃられるように、共生社会の実現をこれからさらに進めていくためにはという話だとしますと、我々、私ども答弁させていただくのは、今後はさらに、これまでよりもさらに市内の動物病院や県が委嘱しております動物愛護推進員及び市内のボランティア団体などと連携して、施策の強化などを検討する、

検討し実施していくことが必要なのかなというふうには考えております。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君。

○10番（益子康子君） 今、答弁にありましたように、本当に市民への周知、それも必要ですし、ボランティアさんたちとの協働によって、さらにその施策を発展させているということをお聞きまして、今後ともよろしくお願ひいたしますということで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君の一般質問を終わります。

ここで、11時ちょうどまで休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

16番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 16番西山 猛です。一問一答方式にて質問いたします。

大項目1、廃棄物の取扱いについて。

小項目①廃棄物の種類について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 17番西山議員の御質問にお答えします。

○議長（畑岡洋二君） 16番です。

○環境推進部長（小里貴樹君） ごめんなさい。失礼しました。

16番西山議員の御質問にお答えします。

廃棄物の種類について伺うとの御質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の区分としましては、産業廃棄物と一般廃棄物とされております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 2種類、種別でいくと2種類でいいんですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 大別すると二つとなりますが、産業廃棄物の中には特別管理産業廃棄物、一般廃棄物の中には事業系一般廃棄物、家庭廃棄物、特別管理一般廃棄物などがございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 大別すると、二つでよろしいですね。その中にまた細部にわたるといふ、そういう考えでよろしいんですね。いいです、分かりました。

それでは、小項目①を終わりにします。

小項目②廃棄物処分場の種別について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 廃棄物処分場の種別についてでございますが、法では廃棄物処理施設の区分としまして、産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設と一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設とされております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目①の種別に基づいた廃棄物処分場の種別ということに、そういう考え方でよろしいですか。

それでは、小項目②を終わりにします。

小項目③、それでは前項に基づきまして処分方法、これについて伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 処分方法につきましては、法では産業廃棄物並びに一般廃棄物ともに、資源物の再利用を含む中間処理と最終処分となっております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もう一度お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 法では産業廃棄物並びに一般廃棄物ともに、資源物の再利用を含む中間処理と最終処分ということになってございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） これも大きく分けると二つの方法、中間、最終、当然のことだと思うのですが、それではまず二つあるということですから、処分を二つあるということですから、それをちょっとほぐしたいと思います。

それでは、中間処理、これはどんな方式がありますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 中間処理としましては、焼却、また破碎、中和や分解処理などがございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、最終処分場、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 最終処分場の種別としましては、安定型の最終処分場、管理型の最終処分場、遮断型の最終処分場でございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そうしますと、中間処分処理場、中間処分をした廃棄物につきましては、残渣が残りますね。それは、先ほど答弁いただいた、最終処分場にたどり着くわけでありませぬ。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目③終わります。

小項目④に入ります。それでは、市が行う事前協議の内容について伺います。

これは、あくまでも廃棄物の取扱いについてという質問なので、廃棄物処分場、先ほど言った、中間処理場あるいは最終処分場に係る事前協議の内容についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 廃棄物処理施設の設置に伴っての事前協議の内容についてという形で答弁させていただきます。

廃棄物処理施設の設置につきましては、法に基づき、県の許可を受ける必要がございます。また、許可手続に当たっては、県条例により、申請に先立ち、事前審査という手続を経る必要がございます。

市町村の対応としましては、県と事業計画者が事前審査の手続を進める中で、県が定めます要領に基づき、市から事業計画者に対して、地元関係者に対する説明や同意取得の必要性、土地利用上の整合性、処理施設周辺の生活環境への配慮などについて意見をいたします。事業計画者は、この意見書に基づき地域住民や関係機関との調整を行い、市はその結果を確認し、事業計画者に回答いたします。

以上が事前審査に関わる市の対応となります。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 私は、今質問の中では事前協議という言い方したのですが、正式には事前審査なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 県の事務処理要領の中では、事前審査でございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、事前協議という行政用語が出ておりますが、これはなぜ出てくるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 何でしょう、我々行政事務を行っていく中で、事業者などを含め、各種許認可関係の申請なんかにつきましては窓口に来て相談をいただくというようなことを多々ございます。そういったものを含めて、事前の相談、事前協議などという言い方をすることがございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、ではそもそも事前協議というのは、事前審査を指すわけですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 意味合的には、そのような意味かと存じます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） さらに、その事前審査につきましては、県からの要請になりますね。要するに、申請を起こした、許可申請を起こした事業者が、県からの要請に基づきまして事前審査を地元自治体と進めなさいよ。その内容は協議なので、通常、事前協議という表現をしていると、こういうことでいいですか、解釈。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） お時間いただきますようお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事務処理の中におきまして、市の役割として、地域の意向把握ということを目的として市に要請があるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） よく分かりませんので、もう1回答弁してください。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市の対応としましては、要領に基づきまして、地元関係者に対する説明や同意取得の必要性、土地利用上の整合性、周辺施設の生活環境への配慮などについて、意見を市のほうから事業者のほうに出すものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ちょっと質問と答弁がかみ合わないと思うのですが。

いいですか。事業者が、申請を許可申請をします。これは、県です。県は、事前審査を受けなさいということで、自治体との話合いに持ち込むわけですね。そうしなさいよということになるわけですね。それは、市のほうでは事前協議という言い方をしながら、協議を積み重ねて結論を県に送るという意味だと思ふんですよ。

つまり、県は市に諮問をして、市は県に答申をするというような意味合いと違いますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） すみません、改めて御説明させていただきます。

事業計画者は、まず県に事業計画書を提出いたします。その段階で、事業計画書の受け付け、事前審査の開始が県のほうで行われます。その後、県から市町村に事前審査の開始の通知とともに、意見書の提出依頼が来るものでございます。事前審査の最終の部分は、

県から事業計画書に事前審査終了の通知が、その事前審査が終了した旨を市町村への通知をいただくことになっており、その後、事業計画者は改めまして許可申請書を県に提出するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もうちょっと分かりやすく説明してもらっていいですか、分かりやすく。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 簡潔に申しますと、事業計画者は許可申請を県に出す前に事業計画書を県に提出することで、事前審査の手順にのっとり審査が行われるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 県に申請をする前に。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 県に許可申請をする前に、事業計画書を県に提出することで、事前審査の手続が開始されるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 要するに、県に申請をします。申請をします。その申請そのものは県の指導で、市の、市とすり合わせをなささいよということになるということをおっしゃるわけですね。要するに、申請を、要するに正規な申請、許可をくださいよという申請をする前に、こういう許可を出したい、欲しいんだと言った段階で、県のほうでは、まずは設置自治体というか、地元自治体と事前協議をして、それを添えて改めて出ささいよということでもいいんでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市の役割としましては、許可申請が出た事前申請が、事前の計画書が提出された際には県のほうから求められる部分は、地元関係者に対する説明や同意取得の必要性、土地利用上との整合性、処理施設周辺的生活環境への配慮について市のほうが意見を求められるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 県から求められるのですか。県から市が求められるのですか。県から市が求められる。でも大本は、申請者となる事業者ですよね。それ間違いないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもが意見を求められる部分につきましては、県のほうからの通知によって意見を求められるものでございます。その意見につきましては、事業計画者及び県に対しても意見を回答するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もう大前提として、今のお話を聞く限りでは、今の答弁を聞く限りでは大前提として、市がいいか悪いか、設置していいか悪いか、この事業が笠間市にふさわしいかふさわしくないかも含めて、市の決断、結論を県に出せる、こういうふうな解釈ですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 繰り返しになりますけれども、市がいい、悪いを判断するものではございません。県の要領に基づき、適しているのか、不適なのかということ判断するものでございまして、笠間市として特に重要な部分は、地元関係者に対する同意取得、合意形成が取れているのか。市の土地利用上の整合性が確保できるか、また処理施設周辺の生活環境への配慮という部分が取れるのかという部分が、非常に市としては重要なところと認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 何か部長の答弁フライングしちゃってるか、分からないんだよね。地元のことはどうでもいいんですよ。その話ではない全然、協議の在り方、協議とは、事前協議とは、ということなんですよ。

それは業者、事業者が県に出した申請に対して、起こり得ることなのではないですか。それで、それは県が市に諮問をして、県、市が県に答申を出すような形式と違うのですか。そのために必要な部分の事情、要するに計画に基づいて、これはどうなる、あれはどうなる。そこで初めて、今度地元のことだとか関係すること、環境的なこと、いろいろなことが出てきて、それをありのままをそのまま出すよということではないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事前審査の事業者が提出される事前審査につきましては県に提出されるものであり、その内容の審査については県が行うというふうに認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今、質問をしましたがけれども、その質問の内容とは違うんですねでは。違います。何で違うんですかと質問しますから、そしたら教えてください。一問一答方式で教えてください。私、もう1回言いますよ。

事業者が県に申請を起こすんですけども、全然そのさらに前に県からこういう事業をやるらしいので市のほうの考え方を教えてくださいねといったときに、事業者が、要するに基本的なことがありますね。それを市が事業者から聞き取りしなければ分からない、どんな事業をやるの、どんな処分場を造るのが分からないから、それを事業者を集めて、事業者というか、関係者とすり合わせをする。つまり、それが事前協議と違うのですか。違うのですか。

- 議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。
- 環境推進部長（小里貴樹君） 私の認識は違うと考えています。
- 議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） それでは、事前協議とは何ですか。
- 議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。
- 環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの御質問につきましては、茨城県の廃棄物の処理及び適正化に関する条例の中に規定される、廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領に基づきまして、事前審査の内容を簡潔に申し上げますと、事業遂行能力に関する事項、処理施設の構造及び維持管理計画に関する事項、処理施設を設置する土地の利用権限に関する事項などがございまして、市がその部分として県のほうから役割として担って、市が担う部分は地元住民等、周辺住民などの調整状況に関する事項、処理施設周辺の生活環境の保全に関する事項、処理施設周辺の土地利用計画との整合に関する事項に関してが、市の役割でございます。
- 議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） 何かよく分からないんだけど。許可権は県でしょう。許可権者は県でしょう。
- 議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。
- 環境推進部長（小里貴樹君） そのとおりでございます。
- 議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） そうすると、県に申請を起こすわけですよね。許可くださいよ。こんな事業やりたいんですよというタイミングは、いつなのですか。
- 議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。
- 環境推進部長（小里貴樹君） スムーズにはではないな、何でしょう、許可申請は事業者が起こすことが、もちろん事業者の考え方ですることができます。その前段として、事前審査手続という部分を事業計画書を県に提出することで開始されるというものでございます。
- 議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） そうでしょう、県に提出するんでしょう。提出した後に、市に下りてくるわけでしょ。
- 議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。
- 環境推進部長（小里貴樹君） 市に県のほうから下りてくる部分につきましては、先ほど申した……。
- 議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） 端的にちょっと答えてほしい。部長、それは答弁も手法かもしれないけれども、ちょっと簡単に話しましょう。

事業者がこんな許可ほしいんだ、こんな処分場を造りたいんだ、こんな施設を造りたいんだというのを県に、許可権者である県に提出します。提出すると、まずは本申請ではなくて、事前にどんなことやるのということから、事前にこれとこれとこれクリアしてよという一つのハードルがあるわけだ。その中の一つが、こんなのが県に来たから、設置場所笠間だということから、笠間でこれをチェックしてよと、こうなるんでしょう。笠間に行きなさいよ事業者はということでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 県のほうから、市のほうで笠間市のほうで担っていただきたい、今回の事前審査等についての笠間に担っていただきたいという部分は、先ほど来から私が答弁させていただいている三つの点について、笠間市のほうで確認をお願いしたいということをおっしゃったものです。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） だから、三つでも四つでもいいんだけど、流れはそうなのでしょう。分かった、では10個あって、そのうちの三つが市が担う部分、でもそれは市のほうに県から来るんですよね。そこに当然、申請者である、要するに許可申請者である事業者が来るわけだ。じゃないと説明はつかないもんね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 県からの通知で、笠間市は動きます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） では、事業者名前が分かって、申請書があって、事前協議書の申請書があって、その内容でチェックすると業者の名前があって、こういう人がやるんだと、それだけでいいんですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 実務的なことを申しますと、もちろん事業者は県の審査を出す前、出すときに合わせてとか、市のほうに来ることももちろんございます。ただ、事務的なものを申しますと、県からの通知、またはその事前審査に出される事業計画書の副本、それをういた中で、市のやるべき事項についての考え方をきちんと整理した上で、事業者と県に対して調整状況調書の基にもなるような同意取得の範囲だとか、そういったものの考え方を整理して通知するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長、質問の趣旨分かってます。何回も言ってただけけれども、実務のことは分かったけれども、業者がどの業者であって、どんな事業をやるかというのは分からなくちゃいけないでしょう、事前審査を行うわけだから。事前審査の中の項目を、要するに県が市の意見をくれよということですよ。こんなの申請出てるだけけれども、市は大丈夫なのこれでいいのと言ったときに、ペラでは分からないでしょう、ペーパーでは。

だから、セットで業者も来るでしょう、事業者も来るでしょう。

それで初めていろいろなことを協議するから、事前協議というのではないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、県から来るものは、市に対しての通知と事業者から提出された事業計画書の副本が、市のほうに来ます。すみません。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） じゃあ、何、机の上で許可を出してるわけ、机の上で。協議は誰とするんですか、協議。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市は許可権者ではございませんので、今回のものに対して市が机の上で許可を出すようなことはしません。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それは、最後残しといたほうがいいですよ、その答弁。

だから、説明を受けないで、今言った、いろいろな地域住民も巻き込んだ環境問題を処理するに当たって、意見書出すに当たって、事業者と1回も接点を持たないで、協議もしないで意見書は出せないでしょうと言ってるんですよ。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） その事業計画書の内容を、市のほうではもちろん確認いたします。その後において、必要に応じて事業者に来ていただいて、聞き取りを行ったりすることはもちろんございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 確認しますが、必要に応じていいんですね。もう1回聞きますかね、必要に応じていいんですか。イエスかノーかだけ。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 必要に応じて協議します。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） この事前協議についてというのちょっとくどく質問したというところはこの後にきますので、御理解いただきたいと思います。小項目④を終わります。

小項目⑤に入ります。

それでは、何回も地元とかという表現が、フレーズがありましたけれども、地域と処分場の共存についてを伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地域と処分場の共存についての御質問でございますが、廃棄物処理施設の立地に当たっては、土地利用上の整合性も含めた地域住民の理解や合意形成の下、進められるべきと考えております。また、設置後の運営に当たっては、関係法

令等の遵守はもとより、周辺的生活環境の保全に配慮しつつ適正な運営を継続して行っていただき、地域との信頼関係を構築していただくことで、地域との共存が図れるものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 共存ということですから、共に理解し合って、共に地域の発展のために、プラスという表現が正しいかどうか分かりませんが、少なくともマイナスにはならないように共存ということを考えるべきだと思っておりますが、過去にエコフロンティアかさまという最終処分場、焼却施設を含む最終処分場、これが建設をされまして、ここに旧笠間地区の一般廃棄物が投入されておりました。

これ、事例としてお聞きします。このときの地域と処分場の共存について、先ほど来事前協議、事前審査という項目の中で、地元の同意、合意形成が図られてということ、そういう部分でいったらば、同意はどのように取得されたのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 当時の廃棄物処理施設の設置に係る事前審査要領に基づきまして、同意取得の範囲や土地利用の整合性、処理施設周辺的生活環境の配慮について記載してある書類を確認いたしましたところ、基本計画の策定や生活環境調査の実施に当たって全て公開していること、検討の各段階での資料の配付、説明会そのものもその都度開催したことから、福田地区住民等には情報が提供され、意見交換の場も設定されていると判断し、有識者の意見を含めて、生活環境に支障がない計画であることが確認したため、周辺住民や隣接地主の同意は不要として提出でございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 最後、最後のところ、もう一度、もやもやとなっちゃったので分からないので、最後のところもう一回。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 周辺住民や隣接地権者等の同意は不要として提出してございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 不要というのはどういう意味でしょう。不要、いらぬということですね。それ、なぜ要らないのですか。今、説明の中では何か、みんなが納得してくれているようだからいいのではないですかというふうにしか聞こえないのですが。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 答弁の繰り返しになります。

基本計画の策定や生活環境調査の実施に当たって全て公開していること、検討の各段階ごとの資料の配布、説明会もその都度開催したことから、地区住民には情報が提供され、意見交換の場も設定されていると判断したことから、利益者の判断を含め生活環境には支

障がない計画であることを確認したことから、先ほど言った、同意書等の提出が不要という
うことで判断。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 何で、反対運動が出たの。何で、反対運動がうまれるのですか。
同意が不要ということは、もう説明し切っちゃって、その地域の人たちは納得してる。納
得したというふうに置き換えるべきだと思うのですけれども、なぜ賛成と反対と二分する
ような話になったのですか、今の話。

もっと言えば、一問一答なのでまずそれ一つ質問しておきますが、県の要領からいくと、
半径300メートルの同意は必ず必要だと思うのですけれども、なぜないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ちょっと前段の質問につきましては、いろいろな方の考
え方があってということのものでしかないかとは思いますが。

○議長（畑岡洋二君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 当時の記録などもちょっと探してみたのですが、当時な
ぜ同意を取得しなかったのかという部分につきましては、先ほど答弁させていただいた内
容のものが確認できているものだけでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それはおかしいでしょう。そういうことだって解釈というのは、
誰がするのですか、県がするのですか、市がするのですか。それでいいか、悪いか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 同意の取得の是非とか範疇、範囲の部分につきましては
笠間市が、当時でいえば、当時の笠間市が判断したと考えます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 当時の笠間市が、同意は要らないですよと言ったんですね。そ
ういうことになりますね。そういうことでいいんですね。はい、分かりました。

それでは、この地域と処分場の共同についてということでもう1件。今事例としてエコ
フロンティアのかさまの件を答弁してもらいましたけれども、今回、稲田地区に設置され
ました、医療廃棄物を処分する処理する中間処理施設、このことについて。これは同じよ
うに事例としてエコフロンティアの内容で、エコフロンティアかさまの内容で、同意は要
らなかったのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市のほうでは、意見としましては、同意の範囲を300メートル、そういったものについて、また地元行政区についての説明という部分を笠間市の意見として付したところです。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それって本当の話ですか。地元説明会はしてあるんですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地元説明会につきましては、地元説明会の開催という部分を市のほうからは意見をしましたが、ただし地元区長との協議、合意の下、文書回覧での実施という部分で私どもは報告を受けており、それについて是として、適切として判断したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 市内には、医療廃棄物を処理する処分場というのは幾つあるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市内において医療系の簡単に言えば産業廃棄物を処理する、医療系の産業廃棄物を処理する施設は、今議員がおっしゃられた、稲田地区の1か所でございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 市の判断で、行政区の回覧等で周知をした。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私ども市のほうからは、説明会の開催という部分を意見として出したところでございますが、地元区長との協議をした上で、文書回覧という部分をするので我々は適当として判断したということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ということは、地区の稲田地区の皆さんの中には知らない人もいますね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 対象行政区以外の方につきましては、その事業計画そのものも知らない方がいらっしゃることも当然あり得ると思います。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、今、笠間市内では初めての施設であるということがあります。どんな処理方法なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 医療系廃棄物を、廃棄物を施設内に搬入した後に、処理

装置に投入します。そちらの中で分別を行った中で、分別処理装置内で滅菌された、菌を滅するですね、こちら滅菌された廃棄物をガス化しまして、気体と固体に分別します。気体につきましては浮いている油分を取り除いてタンクに移し、固体として処理します。その後、中和処理としまして、水酸化ナトリウムにより中和させ、中性の水にします。

その前段として、説明したところで分別した後の固体につきましては、油分を関連会社に委託した上で、最終処分場に固体につきましては搬出し、最終処分場で埋立て処理がされるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 滅菌、煮沸ということではよろしいですか。そういう行為でいいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 失礼しました。

高温高圧滅菌減容中和施設というような名称でございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） だから、平たく言えば、そういうことだと思いのですけれども。要は、やかんの中に異物も含めて入れます。沸騰させます。そうすると、沸騰したものは、水蒸気となって外に出ますね。そうすると、中はなくなります。ですから、今の話でいくと、水処理がなくなるわけだと思ひますよ。それはどこどこ行っちゃうのという、気化されちゃう、そういうことでしょうか、違いますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 気化され、大気中に放出されると。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長の答弁大事なので、大気中ですよ。大気中に気化されてしまうということになりますね。

それではお尋ねいたしますが、医療廃棄物ですから、病院からどんな形で出てきますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 何でしょう。ケースに、完全密封されたケースに入って、搬入されるということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 完全密閉したもので、さらに温度調整、一定の低温ですね。低温、いわゆるコンテナ車というか、そういうものの中にちゃんと密閉されて、そのまま来て処分場、処理場でさあ初めて箱が開けられるわけですね。誰がどのようにし、開けるのですか。どこで開けるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 箱のまま処理容器のほうに投入されるというふうに認識

をしております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ということは、その中には注射針だとか点滴のホースだとか、例えば紙おむつだとか、当然血のついたガーゼだとか、そういうものもろもろ医療関係のいろいろなものがそこに入っていて、それが最終的に残渣として残って、その方式で残って、箱というかケースも、要するにケースが溶ろけてなくなっちゃう話でしょう。というか、何かばらばらになっちゃう話でしょう。そういうことではなかったら処理できないもんね。要するに、触らない、開けない、要するに開けるといことはそこで菌が漏れたりするわけだから、当然開けない。開けないまま処分する、何かプラントの中に入れてしまう。そういう解釈ですよ。

そうすると、その入れ物、ケースというのはやっぱり溶けてなくなる。あるいは、何か、要するに中のものが出るわけだから、その部分では何か開くわけでしょう。どういうことになってますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 処理容器内で処理された後の固形物につきましては、固体として別に outputs するので、土状のものを土に見えるような状態のものとして出てきたものを乾燥、設備で乾燥させた上で、最終処分場のほうに搬出されるということです。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ですから、今、市民、地元の要するに地元地域住民の人たちが一番安心する話を、部長の答弁でいただきたいんですよ。

箱に入れてきます。病院から出てきます。中身は、今言ったような項目が並ぶと思うのですが、それをそのまま入れます。そうすると、今言ったように、何か土だか何か分からない、そんな形状になって出てきますということなので、それで間違いはないんですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 医療廃棄物系の処分場というのは特別管理という一番厳しい部分だと思うのですが、項目だと思うのですが。特管、特管とか何か通称言うようすけれども、この場合は産業廃棄物の取扱い、こんなふうにしますよということについては、心配しないでください、安心してください、こんなふうにしますからというのを地元の説明すべきだと思うんですよ。その説明すべきということを、笠間市が事業者に求めるべきなのではないですか。それを区長と話をして協議をした結果、どうもこれでいいのではないのかということ、それはそれでいいでしょうと市が納得したというのは、ちょっと市の責任があまりにもなさ過ぎるのではないですか、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員がおっしゃられる部分もちろん私も分かりますので、そういった部分については地域に対する説明会を開催するようという形で出してください。その中で、繰り返しになりますけれども、区長との合意事項の中で、書面による説明で終了するという形のところで、我々適として判断したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） あのですね今、部長の言ってるのは、許可は事業者主導に聞こえるんですよ。県に今部長が言ったことは、県に対してこういうこと言ってるんだけど、市のほうではこれでいいと思いますよというなら、あと県ですねとなりますが、市が担うべき、これは後の質問出てきますけれども、担うべき部分を、行政の事務事業を、私は、全然事業者寄りであって市民に寄り添ったような話でもないし、気化して大気中にいろいろなものがというようなイメージがあるこの処理方法について、私は、地域住民の皆さんに行政区をさらに広げても、拡大しても、そこの説明はすべきだと思うんです。でも、それは誰の判断だか分かりません。それは後から聞きますけれども。

市は行政の行政区において、行政区との話の中で、回覧方式で終わりにしてしまった。でも、今、やるべきだと言ってるんでしょう。言ったんだと、説明会を行うべきですよと言ったんでしょう。行うべきだと言ったことなだけども、いやいいんじゃないのとなったら、それでそうしましょうとなっちゃったんでしょう、流れは、よろしいでしょうそれで。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 言葉的には区長との話合いをした結果で、文書回覧にするという形で合意できたという形で、市が適として判断したということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ちょっと引き合いに出しますが、ここに意見書があります。この意見書は、岩間地区の安居地区に、現在進行形ですね、焼却施設が設置されております。それは、この内容につきましては、同意の取得を必要とする地元関係者への範囲等についてという項目の中に、上安居地区、吉沼地区及び岩間工業団地団地連絡協議会を対象に説明会を開催すること、明確に出してるんですよ。

規模からいったら、規模って言い方おかしい、性質からいったら、医療廃棄物のほうがはるかに危険性が伴うのではないですか。ですから、最終処分場も管理型にきちっと最終的に処分しろということになっているんでしょう、特別管理として。何かおかしくないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市がなぜ地元行政区に対して説明会を開くのかということの目的の中には、あらかじめ事業計画を地域の人たちに説明して分かっていただくという形の中で、地元説明会を開催することという部分を記載しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長、へ理屈言わないでくださいよ。それはそのとおりだよ。

そのとおりなんだけれども、中身の問題。では何で今、笠間の焼却処理場の建設について地元の意見が出て、シフト替えするんですか。地元はそういう、地域はそういうものではないですか。皆さんに寄り添って、地域の皆さんに寄り添って、一番いいな、ベターは何、ベターは何かということを探るために、この事前協議という、事前審査という部分があるのではないですか。それを、県は許可権者だけれども、設置自治体は大事だよと、地元の住民大事だよと、だからそれちゃんと意見もらってよ。そうなるのではないですか。

それを市の解釈で、それはいいのではないの。それを是としたという話は、私は納得いかないよね、少なくとも。どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） いろいろな考え方、議員の考え方はもちろん……。

○16番（西山 猛君） 違う考え方ではないよ。何言ってるんだよ、行政の話してるんだよ。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々としまして、その時点において適切に事務を行ったということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） はい、ではこの質問は締めますからね。

事例として、エコフロンティアかさまのことがありました。これはよくよく調べると、同意は要らないというのは、同意は要らないよということを当時、条例の中で、約束事の中で外したらしいですよ。それは、公共性の高いものだったからかもしれないね。でも、部長の答弁からいっただけ、何かみんな納得してくれたから特に同意は要らなかったんだと言ってるけれども、とんでもない話ですよ。そう思いませんか。

まず、それはそれとして、今、稲田地区の問題につきましては、本来は説明会を開くべきだった。この安居地区のあれと一緒に、説明会を開くべきだった。べきだったんだけど、地元の区長、関係者と話をした結果、こんなふうにしますよというのが、回覧方式。その中の説明会をすべき内容というのは、どんな事業者が来て、どんなことをやるかだけの話であって、というか、こういうことをやりますよというだけの話であって、中身、例えば輸送経路だとか、もちろん中身も含めて輸送経路だとか方式だとか、そういう細かいことは知っておくべきではないですか。地元の人、知る権利がありますよ。地元をつくっている、地元の皆さんの権利があるでしょう。でも、そういうことはあまり考えなくてもいいのではないですかというのが、笠間市の考えということで解釈しました。それでよろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 決してそのようなことではございません。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） なぜ、やらなかったのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） それらを含めて事業計画の内容を、区長の中と事業者の間で合意できたという話で、地元回覧をすることで、それらを住民の方々に周知できるということが確認できたというふうに我々は解釈いたしました。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 結局は、事業者主導だったということだ、今回の件はね。そこに落ち着くと思います。結構です。小項目⑤を終わります。

小項目⑥に入ります。市の発展と廃棄物の受入れについて。

そんなこといろいろもろもろありますけれども、受入れについてということなので、ここで受入れ、どうしようかな、時間が。

議長、いいですか、時間の関係で小項目⑥、⑦を割愛したいんですよ、この二つを。

○議長（畑岡洋二君） 了解いたしました。

○16番（西山 猛君） ありがとうございます。そしたら、これちょっと別にしますね。

小項目⑧本市の廃棄物処分場の設置状況について推移を伺うということなので、本市ですから誕生しまして20年、20年の設置状況を教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 本市の廃棄物処分場の設置状況についての推移ということで御質問いただいております。

廃棄物処理施設の設置につきましては、平成18年度時点で、笠間地区が7か所、友部地区が2か所、岩間地区が5か所の計14か所設置されておりました。また、現時点におきましては、笠間地区が9か所、友部地区が4か所、岩間地区が9か所、合計で22か所設置されております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 増えたということが正しい見立てかなあと思うのですが、今後、住民生活、市民生活を脅かすようなそういうことというのを、今の考え方でいったらば起こり得るのではないかと思うのですが、それは知らなかったよとかという話も含めて知っていただいて、その上で地域との共存共栄ができてというのが一番理想だと思うんですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員おっしゃられるように、事業計画をきちんと周知された中で、地元の方々が理解した上で、施設の設置については進めていただけることが正

しいことかと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは小項目⑧を終わりにします。

小項目⑨、それでは県許可に対する市の立ち位置についてどうあるべきか、まさにこの今回の質問のメインだと思うのですが、市の権限は実は大きいと思うんですよ。そうでしょう、駄目、やっぱり駄目なのではないですかね。ここを満たされてない、ここも駄目、地元の同意はもらえませんかと言ったやつは、県は許可しませんよ、そうですよね。それでは県の判断だからという答弁なっちゃうから、時間の無駄やめよう。

では、結局はどうであれ、県が許可、無理強いして許可を出そうが出すまいが、市とすれば市民に寄り添って市民の不利益にならないような、そんな意見書をきちっと県に戻していただきたい、今後。今後、今のような曖昧な話ではなくて、それを考えたときに、市の立ち位置はどうですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 許可設置等に関わる事前審査の際につきまして、地域の理解と良好な関係を構築できるよう、県と事業計画者に対しまして意見書を提出する立ち位置にある笠間市としましては、県の事前審査要領では地域の生活環境への配慮、地元住民等に対する説明会の開催、関係者の同意取得などが規定されておりますので、地域の特性を反映した意見としてございます。また、今後、廃棄物処理施設設置後の運営状況に関しましては、県と連携して立入検査等を行うことで、地域と事業者が共存できるよう、法令に基づく適正な廃棄物処理の推進を笠間市としては進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 立ち位置ということですが、今後、廃棄物施設に対する廃棄物の事業に対する、持ち込まれるごみ、廃棄物、これ例えば1キロ当たり、あるいはトン当たりに対する何か特別な税金とかというのを課税する考えはありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 廃棄物に関しての税という形を、今議員のほうからお話いただきました。

私どもとしましては、国内においてそのような税を課税しているという自治体の事例を確認してございますが、笠間市としましては、現時点においてそのようなことにつきまして、導入という部分については考えてございません。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目⑨、終わります。

それでは最後に、小項目⑩廃棄物に対する市の総括を伺うということで、先ほどの部長の答弁にありました、事業者主導で、事業者が地域の皆さん、それが一部の人かどうか分

かりませんけれども、話し合いがある程度できて円満にいったるので、同意は要らないのではないかと、説明会は不要なのではないかみたいな雰囲気、市は一線から引いた感じのように聞こえたんです。

要するに、事業者主導だ。事業者指導というのは、事業者というのは営利目的でありますし、そこに危険物が入るわけですから、特にコロナ禍の事情を考えれば、だったことを考えれば、大変菌に対する意識というのは非常に高いと思うんですよ、市民の皆さんも。その中で、市が事業者主導でこれからも進めていくような雰囲気であっては、困ると思うんです。

そういうことを前段に、小項目⑩の廃棄物に対する市の総括は、市長にお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 西山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現在もちろん、これからも廃棄物処理施設は県の許認可でありますので、県の指導に基づいて、法に照らして、条例に照らして適正に運営していくということは、今後も当然のことだと思います。

一方で、地域の住民に情報を、整備の前も含めて後も含めて提供できるものについては、提供していくということが、住民から見れば安心につながるのではないのかなというふうに思っております。廃棄物産業も一つの産業でありますので、住民との共存共栄、そういうものがしっかり保てるように、これからも進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 権限が県にあって、どうも責任が市に何か残ってしまうような、そんなふうなこの許認可について、いろいろな意味で協議をしていただきたいと思います。庁内で結構ですから、その扱いについて考えていただきたい。主役は、市民であります。どうぞよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（畑岡洋二君） 16番西山 猛君の一般質問を終わります。

ここで、13時まで休憩いたします。

午後零時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が着席いたしました。7番安見貴志君、18番大貫千尋君が退席いたしました。

8番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 8番かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

議長に、パネル使用の許可をお願いしたいのですが。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○8番（内桶克之君） ありがとうございます。

今回の一般質問は、笠間市公式LINEの活用について、それと窓口業務の市民サービスとコンビニ交付サービスについての大項目二つです。よろしくお願いします。

早速ですが、大項目1、笠間市公式LINEの活用についてに入ります。

笠間市では本市の魅力や事業などの情報を広く伝え、市政をより身近に感じていただくために公式LINEアカウントの運用を2020年（令和2年）11月2日から開始しているということです。

LINE公式アカウントは、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、自治体がユーザーとやり取りできるサービスで、個人で利用するLINEとは異なり、友達全員にメッセージを配信したり、友達からのメッセージで自動応答したりできる機能があります。また特に、トーク画面の下部に、下の部分に固定表示ができるリッチメニューの活用ができるという特徴があります。

運用開始から5年が経過し、活用形態も変化しているということで、現在の公式LINEの活用状況と課題、今後の活用について質問いたします。

小項目①現在の公式LINEの登録状況についてお聞きしますが、5年が経過しておりますので、現在の登録状況はどうなっているのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

笠間市公式LINEの登録状況についてですが、令和7年9月1日現在、登録者数は9,620人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今日ちょっと朝方LINEの登録状況を見たのですが9,647人、27人、部長が発言してから増えてるのですが、運用開始から1年たったときに大体5,000人が超えて、その当時フェイスブックやってたのですが、1年でフェイスブックの登録数を抜いたという記憶をしております。笠間市の人口が7万人弱なので、大体14%の方が登録していることが分かります。

それでは、笠間市ではそのLINE以外にほかのSNSをやっておりますが、そのほかの状況についてはどうなってるのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 笠間市では他のSNSとしまして、LINEのほかにフェ

イスブック、インスタグラム、エックス、スレズを運用しております。令和7年9月1日現在の登録者数は、フェイスブックが5,912人、インスタグラムが6,050人、エックスが9,244人、スレズが1,506人でございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） エックスも多いということなのですが、そのLINEがほかのSNSに比べて登録者が多くなっておりまして、どのような理由が考えられるか、答弁できますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） LINEは、やはり国内で最も多くの利用者を持つSNSであり、家族や友人とのメッセージ交換に日常的に使用されるコミュニケーションツールでございます。このため、フェイスブックなどの他のSNSに比べて利用しやすい傾向がございます。これが登録が多い大きな理由だと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） SNSの中でも日本国内ではLINEが一番多いということをおっしゃってありますが、大体9,700万人から9,900万人ですかね、使っているとされていて、国内でいくと80%弱に当たる人が使っていると。4人に3人はLINEを使っているという状況なのですが、笠間市に当ててみますと、人口7万人に対して大体その80%となると、5万5,000人ぐらいの方が利用してるとは思わないかと思うのですが、それに対して笠間市の公式LINEに登録しているのが9,620人という話ですから、もうちょっと増えるというなどは思うんですね。その点を踏まえながら、いろいろなことやっていくのですが、

では、小項目②に移ります。

小項目②公式LINEの活用状況について、現在の活用状況はどうなっているのかを伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 公式LINEの活用状況についてでございますが、LINEを通じて市のイベントや最新情報、募集、啓発事業などを、登録者に直接プッシュ型でお届けをしています。配信の頻度はおおむね1日1回程度を目安に、計画を立てております。

さらに、配信に加えて、トーク画面の下に常に表示されるリッチメニューを活用しています。このリッチメニューでは防災、救急情報やオンライン申請、道路異常の報告など、市民の関心の高いメニューに簡単にアクセスできるようにしており、利便性の向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 私も登録してLINEを見てるのですが、毎日イベントとか講座

とか、いろいろなことが入ってきている。そのほかに、リッチメニューが六つあるということで、その中もちょっといろいろ変えているという状況なのですが、今、LINEの活用策で、市として力を入れてるようなことはどういうことですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 特に力を入れてる点は、2点ございます。

一つ目は、先ほど申しました、LINEのリッチメニューを定期的に見直しているところでございます。市民の皆さんがより簡単に市の情報を得られるよう、工夫をしております。

二つ目は、配信の頻度についての配慮です。配信が多過ぎるとどうしても利用者に負担がかかる可能性があるため、適切な配信計画を立てまして、情報が偏らないよう工夫をしているところでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうですね。リッチメニューもその中でいろいろやってる、ほかの自治体も見ていろいろやってるのですが、そこで市民が利用しやすいものをそこに上げていくということが大事なので、その拡張機能をどう選択していくかというのが重要になってくるし、発信も的確な発信、多過ぎては駄目だし少なくとも駄目だというところがありますので、そこら辺を気をつけてやってるという状況なのですが。

現在のリッチメニューを見ると、六つほどリッチメニューが今ありますよね。オンライン申請、笠間市のホームページ、広報かさまのスマホ版、防災・救急、それと市民の声をお寄せくださいということと、そして最近、道路の異常通報が加わりました。この異常通報につきましては、前回の安見議員の一般質問で道路異常通報について、国土交通省の道路緊急ダイヤルアプリを活用してはということの答弁がありましたが、アプリを公式LINEからも行けるようにしてきたということで、たまたまなのですが、8月下旬に管理課に道路等の異常通報をLINEでやったらということとを相談したところ、リッチメニューに加えましたよということで8月下旬に加わったということです。

この六つのリッチメニューについて市民の利用状況について聞きたいのですが、例えばリッチメニューができたので、オンライン申請とかが増加しているのかどうか、その点は分かりますかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） オンライン申請についてちょっと述べさせていただきますが、令和4年度からLINEとの連携を開始しましたが、連携前の令和3年度には7,979件の申請があったものが、令和6年度には1万2,941件と増加をしております。この増加は、LINEのリッチメニューだけでなく、ホームページや広報を通じた周知も影響しているため、LINEのメニューだけが要因とは言いませんが、確実に年々増加している

要因の一つだと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうですね。その下のホームページの閲覧なども、グーグルの検索などから入るよりは、LINEからは入れるという、窓口ができてるということで入りやすくなるというのがリッチメニューの在り方だと思うのです。

その中に、例えば市民の声をお寄せくださいということで、そちらから入ってきた数はどのくらいあるか、分かりますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 市民の声についてでございますが、市民からの問合せや要望を受け付けるものですが、より多くの方々から意見をもらえるよう、約2か月前このリッチメニューに追加をしました。7月から8月の受付件数を見ますと、昨年が88件だったのに対して今年は106件と、18件、約20%増加している状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ですね。だから、このリッチメニューをどこを選択するかということが市民の利便性を高めているということと、行政に市民から直接言えるということがこのリッチメニューのいいところだと思うので、こういうものをちょっと見直ししながら図っていければと思います。

では、小項目③に移ります。

小項目③公式LINEの運用の課題についてですが、現在運用している公式LINEの課題について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 公式LINEの運用の課題についてでございますが、一つ目は、令和2年度の開始以降急激に増えた登録者数がここ一、二年伸び悩んでいるため、登録者の獲得と維持が大きな課題となっております。

二つ目は、登録者に届いた情報を厳選して配信していますが、配信数が多過ぎると煩わしさを感じ、登録解除につながるおそれがあります。そのため、市民が知りたい情報と配信頻度の適正化が課題となっております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほどの活用策で力を入れているというところで、発信の多さとか調整が必要だということと、登録者が若干少ないのもうちょっと増やしたいということが課題になっているということですが。

先ほども言ったように、笠間市で大体14%の方が登録をしているということで、いろいろな自治体ちょっと見たのですが、自治体の公式LINEは登録者数、自治体によってかなり違います。全国で一番多く登録してるのはどこだか分かりますか、部長。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） すみません、承知してございません。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 政令指定都市なのですが福岡市、ここがすごい数になってまして、政令指定都市ですから165万7,000人ぐらいの人口がいるんですよ。人口を超える登録者数がいて194万8,189人、本日現在1.2倍ぐらいの登録者数がいるということで、つまり住んでない人も登録をしているということで、住んでる人が全部登録しているかということ、これはなかなか難しいのですが、でもやっぱり登録者が多いということは窓口が広がって、LINEから入ってくる人、つまりデジタル化に寄与する部分が多いと思うんですよ。どこでもDXでデジタル化を推進していて、窓口でも書かないような手続、オンラインでの申請なども増えてますので、そういう意味ではLINEが活用できるというのはすごく多いと思います。

政令都市以外では、京都府長岡京市という8万2,000人ぐらいの都市があるのですが、ここも登録者数が1.2倍の10万5,610人となっております、こちらも人口を約2万4,000人ぐらい上回る登録者数があるということです。

これは一概には言えないのですが、登録のメニューの内容、それと地道な登録をしてくださいというような職員が働きかけをしてるということを知っています。

県内ではLINEの活用をしてないところもありますし、してる場所があつて、隣の水戸市では8万1,000人ぐらいの登録があつて、約30%の方が活用しているということで、県内では大洗町が一番多いんですよ。人口が1万4,550人ぐらいですけども、9,280人、笠間市と同じぐらいの登録をしているという状況になっております。

このLINEの登録の増加策についてはどのようなことを考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 増加策でございますが、やはりうちのほうでチラシの作成やSNS、市ホームページでの案内に加えまして、広報担当の職員が市の会議やイベントで登録を呼びかけている状況でございます。特に、今年1月に開催しました二十歳の集いでは、抽せんイベントと連携しまして、約100人の登録増加を達成したところでございます。こういった小規模な会議や集まりにも出向きまして、登録の呼びかけを行っている状況でございます。

これらの積み重ねにより、徐々に登録者を増やす努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 効果的な発信先を、情報発信これ多いか少ないかもあるんだけどもそこら辺の調整と、職員がPR活動ということでそのときに、例えば笠間市だったらイベントが多いのでそのときにQRコードで入ってもらおうとか、そういうチラシをつくる

と入りやすくなると思うんですけども。ですから、QRコード活用しての登録を積極的にやるとか、デジタルの推進はもちろんです、そういうものも必要なのではないかと思います。

先ほど述べた、長岡京市でも最初の1年は登録者が7,000人ぐらいしかいなかったということなのですが、ちょうどコロナになったときにコロナの予防接種の受付をLINEでやったということで、ここで3万人ぐらいに増えた。受付自体を、いろいろなものに増やしていったということですね。今までは、がん検診の申込みや粗大ごみの回収予約、あと傷んだ道路の通報、それと市民アンケートをLINEでこうやるというようなことでだんだん拡張して、例えば商工会と連携した店で食べられるメニューで少し安くなるとかということも、笠間でも商工会のほうでやっていますが、そういうものもLINEから入れるようにしているということで、今の10万人を超える登録者数になっているということで、やっぱりそのLINEの活用方法というのは多岐にわたっていて、行政の政策との連携、それと他団体との連携が重要なのかなと思います。

そういう意味で今後増やしていくということをお願いしたいと思いますが、では最後ですが、小項目④に移ります。

小項目④公式LINEを活用した情報提供についてですが、現在どのような情報提供と、今後どのように情報提供を考えていくのかを伺いたと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 公式LINEを活用した情報提供についての御質問でございますが、LINEはほかのSNSに比べて登録者数が多いため、今後もこのLINEを通じた情報発信を強化していきたいというふうに考えてございます。先ほど述べさせていただきました課題も踏まえまして計画的な運営を行い、市民にとって使いやすいサービスの向上を目指してまいります。

また、LINEは双方向のコミュニケーションが得意なツールですので、LINEの最初の画面に表示されるリッチメニューにつきましては、市からの情報発信だけでなく、市民の皆さんから市へ通報、連絡していただきたいもののメニューを増やすなど、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 公式LINEを活用した情報システムというところで、ちょっと私からの提案というか、牛久市の事例をちょっとお話したいと思います。牛久市では、議員の皆さんにはタブレットの中に資料がありますが、公式LINEを活用した情報通信システムの運用として、今年3月にLINEによる道路等の不具合の連絡ということでリッチメニューを増加したと、増設したということです。そこから、道路であれば穴やひび割れ、段差、道路照明の不具合、歩道等にある草とか土砂、排水管の損傷など、道路関係を一括して通報できる。また、動物の死体回収、カーブミラーの破損、汚損、管理不全空

家、防犯灯の不具合なども通知できるシステムを構築しております。その通報内容をLINEから選択をして、状況写真を撮って、地図が出てきて、位置情報、それと日時、内容の確認をして送信を受け、送信をすると受付完了になるということで、位置情報もその場所でできると、その場で自動的に位置が分かるということです。その通報内容は市のホームページで状況を掲載して、対応後には通報者への対応完了の通知を行うシステムとなっております。牛久市は3月からやってるのですが、7月末まで通報回数、道路河川が113件、防犯灯、カーブミラーが22件、管理不全空家が13件、動物の死骸回収が26件、合計176件が通報されてるという状況です。

笠間市でも、この前の一般質問で安見議員が道路の損傷などの連絡で田中都市建設部長が答えてたのですが、750件ほどの年間通報があるということで、それは電話、ファクス、メール、いろいろなものを通じて、それで今、国土交通省の緊急システムを入れたということなのですが、LINEで一括してそこで選別できるということなので、こういうふうなメリットが多いと思うのですけれども、そこら辺どう考えますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 現在、笠間市のLINEについては国交省のページに飛ぶような形になってますが、牛久市でやってるように、直接その担当課のほうにいくというシステムというのは非常に迅速に対応できるという意味で、非常に効果があるなというふうに感じております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） LINEの通報のメリットというのは、市民が手軽に情報提供をすることが可能になるし、明確な不具合の位置情報や現場の状況を把握できるというメリットがあります。

また、これ対応してる職員、パトロール、この前の一般質問のときに週3回ぐらいはやってるとのことだったのですが、対応する職員の軽減にもつながっていくのではないかと思いますので、ぜひ公式LINEの登録数を増やすためにも拡張メニューを見直しをして行っていただきたいと思うのですが、検討の余地はあるということでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 私もその牛久市のLINEをちょっと見させていただきました。牛久市のLINEを活用した、例えばその道路の穴やひび割れ、動物の死体回収などの報告できるシステムというのは、非常にそのLINEの双方向性の特性を生かしたもので、市民にとって非常に便利な仕組みだと考えております。

牛久市以外でも同様のシステムを導入している自治体もございますので、これらのノウハウを調査しまして、市役所内の関係各課とも調整を行いながら、実施に向けて検討を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 8 番内桶克之君。

○8 番（内桶克之君） ありがとうございます。公式LINEの登録数を増やすために何をやるか、また拡張メニューをどういうものやっていくかということ、ぜひ検討をいろいろ踏まえて、今後の推進策をお願いしたいと思います。

それでは大項目1を終わりました、大項目2、窓口業務の市民サービスとコンビニ交付サービスについてに移ります。

笠間市役所本所の改修後、令和3年4月から市民課と保険年金課窓口で発券機を導入し、交付対応を行ってます。また、マイナンバーカードの普及に伴い、自動交付機による証明書の発行を推進しています。コンビニ交付については、コンビニ交付率を令和7年度末に50%を目指すということで、現在10円キャンペーンを実施しているということです。

そこで、発券機導入後の事務処理、事務効率化と市民サービス向上、コンビニ交付の課題と今後の展望について、質問します。

小項目①発券機導入後の窓口の流れについて、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 発券機導入後の窓口の流れについてでございますが、発券機が導入される前は、来庁された方が一つのカウンターで住民票の交付や、印鑑登録、転入、転出、出生の届出などの手続きを行っていました。この際には来庁者の目的を確認し、担当職員につなぐというような形で対応をしていました。しかし、令和2年5月に発券機を導入したことで、来庁者は発券機で手続きの内容を選ぶことができるようになりました。その結果、担当職員は迅速に窓口対応を行うことができ、初めの聞き取りが簡素化されました。

さらに、令和3年4月には笠間市役所本所の改修が行われ、受付カウンターを半円形にすることで、広い窓口スペースを確保しました。プライバシー保護に配慮した個別の窓口を12口設置しまして、転入、転出、出生など複数の課にわたる手続きも1か所で完了できるワンストップサービスを構築し、市民サービスの向上に努めているところでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 8 番内桶克之君。

○8 番（内桶克之君） 発券機導入だけではなくて、カウンターでの対応で一つの課で対応できるワンストップサービスをやっているということで、市民の人たちもこれによって待ち時間が少なくなっているのではないかと思います。

では、それに変えたことによって市民の声や市民の反応について伺いたいと思いますが、どういう反応があるか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 発券機導入後は窓口の案内がしやすくなり、手続きがスムーズになりました。また、呼出しの表示機を使うことで混雑の状況なども分かるようになり、

市民からは待ち時間が予測できるようになったので安心して待っていただけるというような声をいただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 市民サービスの向上にしているということで、混雑時の対応が一番なので、少しでも待ち時間がないように努力していただきたいと思います。

では、小項目②に移ります。

小項目②混雑時の対応について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 混雑時の対応についてでございますが、市民課では通常時にはスムーズに対応できておりますが、毎年2月から5月の繁忙期には住民移動の手続が多くなるため、窓口が混雑する状況が見受けられます。

このため、まず発券機を導入している市民課及び保険年金課では、職員が待ち人数と待ち時間をリアルタイムで把握できるシステムを導入しています。これにより、混雑状況に応じた迅速な対応が可能となっています。具体的な対応策としましては、待ち人数が窓口の数を上回る場合には、市民課と保険年金課が連携し、合計12ある窓口を効率的に運用してございます。待ち人数に応じて各課で使用する窓口数を増減させることで、窓口での対応件数の調整を行い、混雑の緩和を図っています。

さらに、特に窓口で対応件数が多いマイナンバーカードに関する手続では、ウェブ予約を導入してございます。これによりまして、来庁される方々の来訪時間を分散させることで混雑緩和を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 2月から5月の繁忙期の対応、いろいろその時期は住民のほうの移動があるということで混雑すると思いますが、大体その待ってる人たちというのは、どのくらい待ったときに、例えば12のカウンターがあるということで、通常は各課で使っているところで5か6ぐらい使っているのでしょうかけれども、何人ぐらい待っているという状況で、そういう対応をするのですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 5人ぐらい待ち人数があると、そういった対応をしているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 市民課は窓口で待ってる方がいて、これを国保年金と一緒に受け付けをするわけですが、その状況を把握しながら対応しているということによろしいですかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） では、小項目③に移ります。

小項目③待ち時間の短縮について、どのような取組を行っているかということで、先ほど話が内容がかぶると思うのですが、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 待ち時間の短縮についてでございますが、主なものとしまして、まず住所移動の手續に関しましては、市役所窓口での書類作成にかかる時間を削減し申請者の負担を軽減するために、引越しワンストップサービスと簡単窓口サービスを導入してございます。これによりまして、書類作成に要する時間を1件当たり5分から10分短縮することができております。

次に、住民票などの証明書取得においては、申請者が自宅や好きな場所から申請できる、証明書の電子申請サービスを提供してございます。このサービスを利用することで、来庁せずに自宅で証明書を受け取ることが可能となります。また、コンビニ交付サービスでは、市役所に行かずとも身近なコンビニで申請者の好きな時間に証明書を取得できるため、待ち時間を減少させることができています。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 一つ目が簡単窓口システムと引越しワンストップサービスの実施、これで5分から10分短縮できると。申請については電子申請をして、なるべくこちらに来なくても申請ができるということの推進。それと、コンビニ交付の推進という、この三つやっているということですが。

笠間市の第2次デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の中で、今年の令和6年度の実績はまだ出てないのですが、令和5年度の報告をされたときに、簡単窓口のサービスについては住民移動申請で1,639件あって、マイナンバー関係の申請が2,212件あったと。1件当たり5分短縮しているということと言われて、業務時間にすると321時間の削減につながったということが言われてますが、令和6年度、去年の状況などはどういう状況だったのか、伺えないですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 令和6年度の状況でございますが、住民移動申請が1,957件、マイナンバー関係申請が2,504件ございました。これによりまして、業務の削減時間は1件当たり約5分削減できまして、合計で約372時間の時間を削減できたと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 令和5年度より申請が増えていて、業務時間も短縮になっているというような状況ですね。

それでは、引越しワンストップサービス、先ほど若干の説明がありましたが、どのよう

なサービスなのか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 引越しワンストップサービスについてでございますが、これはマイナンバーカードとマイナポータルを利用しまして、転出届の提出と転入届の予約をオンラインで行えるサービスでございます。このサービスを使うことで、転出の際に窓口に来る必要がなくなります。また、転出手続が行われると、転入先の市町村にも自動で連絡が送られます。

これによりまして、市民課では転入届を事前に作成できるため、転入時の窓口での手続きがスムーズになりまして、転入者の負担も軽減されるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これも昨年の令和5年度の利用件数の報告がありまして、利用回数は413件、令和5年度ですよ、転入転出総件数が4,255件なので約10%、9.7%の人が利用したと。

通常、窓口に来ると15分から20分かかるところを、電子申請のために5分から10分短縮して、業務時間も69時間短縮になったということですが、これについても令和6年度は数字が伸びているのかどうか、分かりますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 数字は伸びてございます。令和6年度は、引越しワンストップサービスが、494件利用されました。転入転出の総件数が4,551件でしたので、このサービスの利用割合は約10.8%となっております。また、業務の削減時間は1件当たり約10分削減できまして、合計で約82時間の時間が削減されました。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 窓口での混雑と市民が利用しやすいという両方を兼ね備えていくには、こういうサービスを利用する人たちが多くなければいけないので、やっぱり利用促進につながるPR活動が重要になってくると思うので、今後もこういうサービスを利用して申請してもらったほうが職員にとってもいいし市民にとってもいいので、その利用促進を促してもらいたいと思います。

では、小項目④に移ります。

小項目④コンビニ交付の状況について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） コンビニ交付の状況についてでございますが、マイナンバーカードの普及に伴いまして、年々コンビニ交付の利用件数と利用率が増加をしております。本市の市民課所管分における過去5年間のコンビニ交付の利用件数及び利用率の推移は、令和2年度が3,946件で7.8%、令和3年度が5,583件で11.5%、令和4年度が8,065件で17%、令和5年度が1万2,137件で26%、令和6年度が1万3,394件で28.6%となって

おり、利用件数及び利用率は毎年増加をしております。

さらに、本年6月1日からはマイナンバーカードの利用促進キャンペーンを実施し、コンビニでの証明書交付料金を1件当たり10円に下げました。このキャンペーンの効果もありまして、キャンペーン開始後の2か月間で利用件数は4,343件に達しまして、利用率は49.5%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） こちらが市民課関連の利用者なのですが、先ほどはトータルで税務課関連もあったのであれなのですけれども、利用件数、市民課関連の利用件数も令和6年度は1万3,394件ということで、4万6,886件のうち28.6%まで増えているという状況で、今年は10円キャンペーンやってるので物すごく増えると思いますが、これ全体的に交付件数も下がってるのですが、交付件数が下がる、全体的に下がってコンビニが増えてるということで、これは何が要因となるのか、分かりますかね。全体的に交付の枚数が少なくなっているという状況は、どういうことが考えられますかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 一つ大きな要因としましては、各種添付書類というのがあるかと思うのですが、その書類が省略されたということが大きなちょっと要因なのかなというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 書類も省略されるということは、市民サービス上もいいという形になるので、枚数も少なくなってコンビニ交付が増えるということになると、これも職員のためにもいいのではないかと私は思っているのですが、そういうものもできる限り省略していくというのが大事だと思うので、そこも併せてお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど部長から説明があった、現在行っている10円キャンペーン、来年3月までやっておりますが、ちょっとこういうチラシが市内の、私銀行のところでもらってきたのですが、あるのですが、そういうPR方法はどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 現在10円キャンペーンを行っているコンビニ交付につきましては、様々な方法でPRをしております。かさめーるやLINEなどのSNS、広報かさまお知らせ版で情報発信しています。また、市内の商業施設や金融機関、公共施設など、多くの市民の目に触れる場所に、周知ポスターや卓上におけるミニのぼり旗を設置しております。

さらに、窓口で手続をされた方には、便利なコンビニ交付の案内を提供しております。このほか、笠間チャンネルではこの動画を使って、コンビニ交付の利用手順を説明しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 多様な方法をしてPRをしているという状況で、先ほど言ったように、4,343件ですかね、今まで増えているという状況が見えます。

コンビニ交付についてはマイナンバーカードを持ってる方しかできないという、これ条件なのですけれども、現在、笠間市でマイナンバーカードの取得している人たちはどのくらいいて、何%あるのか、お答えできますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 8月末現在の数字でお答えをいたします。マイナンバーカードの交付件数は、6万9,005件でございます。また、人口に占める交付の割合は、95.1%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 95.1%まで増えてきているという状況で、コンビニ交付にしてくださいということになると思うのですが、これマイナンバーカードの取得や更新時に、サービスの内容の周知を徹底していると思うのですが、周知の対応、この取得したときに、例えばコンビニ交付はこうなりますよとか説明をしてるんですかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） マイナンバーカードの取得あるいはその更新時には、カード自体の有効期限とかそういったお知らせもしますが、そのほかマイナンバーカードを使ったコンビニでの証明書取得の方法につきましても、マルチコピーを使った手順を説明してございまして、操作画面のイラストを使って分かりやすく案内をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） では、小項目④終わりました、小項目⑤です。

コンビニ交付の経費負担、公費負担と事務的負担について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） コンビニ交付の費用負担・事務的負担についてでございますが、令和6年度におけるコンビニ交付に係る運営負担金としまして、地方公共団体情報システム機構への支出が年間272万8,000円となっております。また、コンビニ交付手数料として156万7,098円を支出しており、これらを合わせますと合計で429万5,098円の費用負担を行っています。

次に、事務的負担についてでございますが、コンビニ交付の利用が増えることで、窓口での証明書交付が減少し、一定の負担軽減が図られています。しかし、マイナンバーカードの更新の手続が増加しているため、事務的負担は逆に増えている状況でございます。具体的には、令和6年度のマイナンバーカードの更新手続件数は7,328件でしたが、令和7年度には約9,000件、令和8年度には約1万6,000件、令和9年度には約2万1,000件に達

する見込みでございまして、年々マイナンバーカードの更新に関連する事務的負担が増加していく状況でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君が着席いたしました。

8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） コンビニ交付の経費負担については、地方公共団体情報システム機構への負担金、これは一定額になるということで、これ人口割か何かで決まってくるんだと思うのですが、それとコンビニ交付の手数料は、例えば先ほどの説明でいくと、300円市民が払いますよね。そのうち、117円をこのシステム機構に払うということではないんですよね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それで、できると。その手数料については、結局は300円の中から出しているということになると思うのですが、事務的負担についてはマイナンバーカードの更新が一番負担になってるということで、これは初期の最初にマイナンバーカードをつくった人たちの更新がこれから始まっていくということで、枚数が多いので、窓口もここはしっかりやらなければいけないということで、事務的な負担も多いということです。

コンビニ交付に係る経費の財源について、先ほどコンビニ交付の負担金と手数料で429万5,098円ですかね、の金額が必要だということなのですが、この財源についてはどうなってるんですかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 財源についてでございますが、この財源については、住民票などの各種証明書の交付手数料、その収入を充当してございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これについては手数料を充当しているということで、単純にそうだと思うのですが、先ほどの話で、今回の10円キャンペーンになりますけれども、300円のところ10円なので、290円が結局は市民が払わないと。290円は何か交付税措置をしているということなのですが、この点についてちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 収入減になってますその補填策というところなのですが、国の重点支援地方交付金を活用しまして、減額分を補填する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ちょっと予算などを見させてもらうと、増えた分、つまり予定した50%を目指しているということになると、手数料の収入で760万円ほど国税でもらって

充てるということによろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今回も重点支援交付金を充てるということですが、今回増えて、10円キャンペーンで増えて、次の年が問題だと思うんですよね。ですから、10円キャンペーンで登録してくれた人たちが今後300円でその便利さが分かれば使うと思うので、やっぱりそこを絶えずPRしていくというのが必要ではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

コンビニ交付で、窓口、先ほどマイナンバーカードが処理が結構大変なんだということで、軽減される一方で事務的なものの負担も増えるということで、今後の事務的な処理について、DXの推進とかあるのですけれども、なかなか業務的には多忙になってくるという状況が見えるのですが、どうなんですかね、そこら辺は。先ほどのマイナンバーカードの普及に伴って、その事務が大変だということでしょうけれども、窓口は楽になるけれども、何だろう、楽にならないのか。違う面で増えていくということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 市民課というのは窓口業務だけではなくて、戸籍事務とかそういったものをやっております。

そういった中で今、窓口業務に加えて、戸籍への振り仮名を載せる制度に伴う事務であったりとか、あとは自治体情報システム等の標準化に伴う事務、こういった事務が非常に増加しております。新たな事業として増加している状況でございますので、非常に市民課の職員は忙しい思いをしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） コンビニ交付で少しは軽減できるんですけども、新たな事業がまた発生して、それに対応していかなければならないという状況がみえます。

では、最後の質問、小項目⑥に移ります。

小項目⑥コンビニ交付の今後の展望について、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） コンビニ交付の今後の展望ですが、先ほども申し上げましたとおり、10円キャンペーン後のコンビニ交付の利用率は今、49.5%となりました。今年度は、この利用率50%以上に定着させることを目指してまいります。

さらに、10円キャンペーン終了後もこの50%の利用率を維持しながら、さらなる利用率向上を図るため、いつでも全国どこでも近くで誰でも簡単に操作できる証明書を取得できるコンビニ交付サービスの利便性を積極的にPRをしていきたいと考えております。また、今後はコンビニ交付で取得できる証明書の種類を増やすことなどを、他の先進事例を参考

にしながら調査研究してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 全体的な計画の中で、デジタル・トランスフォーメーション（DX）計画が、令和7年度で第2次が終わる。第3次の中でのサービス向上ということとDXの活用というのが出てくると思うのですが、例えば令和7年で50%、令和10年だったらどのくらいのパーセントでコンビニをしたいのかというのは出ないのですか。目標的なものは、今のところは。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） コンビニ交付の利用率につきましては、まずはその50%を維持することを目指し、令和10年までには60%以上というのを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 窓口のコンビニ交付だけではなくて、デジタル・トランスフォーメーションの計画の中で、業務計画、業務の削減とかやっていく中でいろいろな数字が出てくると思うので、今後目標に向かって取り組んでもらいたいと思うのですが、コンビニ交付のメリットというのは、先ほど言ったように、窓口負担の軽減と業務の効率化、サービスの提供の効率化とか、それに伴って、先ほど人的なところでいくと、いろいろな業務が入ってきてるんだということではあります。コンビニ交付だけで考えれば、人件費や設備にかかるお金が少しでも浮くということで、財源的にもメリットがあるのではないかと思いますので、しっかりとコンビニ交付のPRをしてもらうとともに、笠間市では今年10月1日から窓口の受付時間を30分短縮するというので、8時45分から5時まで、17時までになるということになるとますますその窓口の時間が少なくなるので、コンビニでできますよということをしてPRするのが大事なのかなと思いますので、時間の変更とともにコンビニ交付の推進、そういうものも併せてやっていただくようお願いいたしまして、私の一般質問とします。

ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君の一般質問を終わります。

ここで、14時5分まで休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番林田美代子君の発言を許可いたします。

11番林田美代子君、どうぞ。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番日本共産党の林田美代子です。議長の許可が下りましたので、一問一答方式で質問いたします。三つの大項目について質問いたします。

まず、大項目1、心身共に健やかな老後をおくるためから始めます。

最初に、小項目①、高齢者・身障者のごみ出し支援事業について入ります。

質問いたします。高齢者・身障者世帯にとって日々の生活によって発生するごみの排出が大きな身体的負担になり、何らかの支援が求められています。高齢者・身障者世帯のごみ出し支援事業はどのようなものですか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

高齢者・障害者世帯ごみ出し支援事業についての御質問でございますが、本事業は日々のごみ出しに際し、不燃ごみ及び資源物用コンテナの持ち運びが困難な高齢者世帯や障害者世帯の方の負担を軽減するため、より持ち運びしやすい専用の収集袋によるごみ出しができるよう、平成27年11月からの実証実験を経て、平成30年9月より本格実施に移行し事業を行っているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 資源ごみ回収袋、不燃ごみ収集袋はどのようなもので、その入手方法を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 資源ごみ及び不燃ごみの収集袋についてという御質問でございますが、まず大きさ的には容量20リットル程度のビニールでできている袋でございます。これらの袋を利用することにより、通常のコンテナで排出される場合には朝排出し、収集が終わった後にそのコンテナを引き取るという作業が排出者の方に担っていただくわけでございますが、こちらの袋で出す場合にはその袋を集積所に出していただくことでごみ出しが終了するとして、こちらの袋に関しましては入手方法としましては、まず初めに申請地として本所、支所において審査をいただきます。なぜかと申しますと、やはり要件としております年齢要件であったり、障害者の要件であったり、その世帯の状況であったり、そういったことを確認させていただく必要があるもので、本所、支所でのみの手続としております。

また、入手方法についても、本所、支所でのみ販売している交付してございます。それはなぜかと申しますと、やはり全体の発行枚数自体も少なめでございまして、また先ほど申すように、その状況を確認した上で交付するという手続がございまして、一般の小売店等での交付、販売等は行ってないところです。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 事業が開始されて、これまで2種類の収集袋の月平均交付実績はどのようなになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 申し訳ありません。

令和6年度の実績で申しますと、年間で不燃ごみ収集袋が185枚、資源物収集袋が385枚を販売しております。月平均では、不燃ごみ収集袋が約15枚、資源物収集袋が約32枚でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市は、高齢者の割合が大きいと思います。資源ごみ収集袋は、それほど利用、普及されていないように思います。支援事業について知らない人が少ないのではないかと思います。

この実績はどのように評価していますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） この支援事業に関しましては、ごみ出しに関しまして困っていらっしゃる方に対する支援として考えてございます。もちろん、日常生活の中でごみ出しができる方であれば、高齢者であってもそのまま通常のコンテナで出していただければいいことだと思っております。

そういった部分の中で今のこの現状の数字という部分につきましては、何でしょう、利用する方に関して若干少なめという感じはしないでもないですが、それは何でしょう、家庭の中の助け合い、もしくは地域の方の助け合いであったりする部分の中で、日常生活の一つである重要なごみ出しという行為が行われているというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 私たちのところでは、収集袋の入手が資源循環課と二つの支所で限られているので不便だという声もあります。高齢者から寄せられています。

なぜ、収集袋の交付を3か所だけなのか。市役所窓口申請をして、申請が下りて購入ができる方法ですよね。それに、この事業の目的が、コンテナによるごみ出し運びが困難な人、世帯を一人世帯で支援することにもできませんと、そういう方に、交付場所が僅か3か所、笠間市で3か所ですよ交付場所、皆さんどう思いますか。目的と事業の運用の隔たりが大きくありませんか。小売店など身近な場所で入手できないか、検討していただきたいと思います。

見解をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 身近な場所、小売店等スーパーとかそういったところでの入手ができないかというお話だと思いますが、先ほど答弁の中でも申したとおり、やはり対象世帯であるかとかいう部分というところが非常に重要なポイント。また、1年間での流通枚数、交付枚数が少なめであるということがあります。

その対象世帯であるか否かという部分に関しまして、その事業者のほうに御負担いただ

くということも困難かと思えます。また、対象世帯でもないにもかかわらず買い求める人
たちを、どうやって抑止していいのかという部分も問題がございます。

そういったことを含め、本所と各支所の2か所での販売というふうにしてございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） でも、市民をもっと信頼してもいいのではないかと思う部分
が、私はあります。申請をしてやっていくことも大切ですが、高齢者になって、身
障者、やっぱりコンテナの重いのを持って行く。それがこれに代わるんですから、確かに
便利だと思います。だけれども、利便性があまり高くないような気もいたします。

対象外の人でも利用価値があっても、その場所まで行けない人は、絶対これから、ます
ます高齢化、出てくると思えます。もっとこれは許容範囲を広げて、対象の高齢者などに
資源ごみ回収ができやすくなるような方法を、これからは考えていただきたいと思いま
す。例えば、区長に希望者が、区長を通して配布してはどうかという声もありました。支援事
業をしっかり見直していただきたいと思えます。

次に、小項目②デマンドタクシーの利用について、移ります。

デマンドタクシーは、高齢者など自家用車を持たない、運転できない市民の移動する権
利を保障し、ひいては生活の質を維持向上する移動手段です。そういう意味で、大きな役
割を果たしています。様々な利便性に不満がありますが、現状はそれ以上、現状ではこれ
からも改善しながら、事業を継続していかなければなりません。

最近、利用者の方から、利用料金が高いという悲鳴にも似た声が寄せられています。こ
のことは、高齢者などの利用を鈍らせ、社会との交流機会を減らすことになり、高齢者な
どの健康にも影響を与えていきます。見逃すことはできません。

まず、令和6年度の年齢別、性別、利用者数との割合はどうなっていますか、伺います。
また、利用状況の最近の特徴、傾向を併せてお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

デマンドタクシーの利用についてでございますが、デマンドタクシーの利用登録者数に
つきましては、令和7年3月末時点で、総数が8,678人、性別で見ますと男性が3,500人、
女性が5,178人となっております。令和6年度の利用状況につきましては、延べ4万4,755
人、性別で見ますと男性が延べ1万1,330人、女性が延べ3万2,863名となっております。
また、利用者の約8割が70代以上の方となっております。

続きまして、利用目的でございますが、令和6年度の主な利用目的につきましては、自
宅を除く目的別に、医療関係機関が40.9%、これ病院や薬局等でございます。次は、買物
が29%、スーパー、商店、コンビニ、ドラッグストア等でございます。そのほか、市役所
などの公共施設が8.8%となっております、こちらが利用の約8割を占めている状況で
ございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） どの目的が一番多いかなどの順位を問題にしているのではなく、デマンドタクシーは、私が言うまでもなく、利用者の多様な生活の場面で豊かさを支え、健康年齢を延ばすなどの大きな公益性をもたらしているということが分かります。

次の質問に移ります。利用者から、利用料金が高いという悲鳴にも似た声が出ています。これは、今年の水の値段の上昇に象徴されているように、近年の食料事情もありまして、物価上昇が特に所得の低い高齢者などの生活は圧迫し、死活問題です。1回、往復800円の利用料の支出についても、負担感が増しています。

そこで、健康で、自力で移動をして頑張っている75歳あるいは80歳以上の高齢者の利用減免を検討していただけないかと思えます。見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 利用の減免についての御質問かと思えますが、そもそもデマンドタクシーかさまにつきましては、市内の公共交通空白地域の解消と交通弱者の移動手段の確保を目的に、誰もが利用できる移動サービスとして開始したところでございます。これまで、土曜日の運行や乗り継ぎ回数の減少に向けた新エリアの適用など、利用者の利便性向上を図ってまいりました。現在も、キャッシュレス決済の導入や手すりの設置など、利便性の向上に向けた取組を積極的に進めているところでございます。

一方で、物価高騰や人件費の上昇を含め運行コストにつきましては、年々増加している状況でございます。こうした中、持続可能な運行ができるように、現在の料金体系にしたところでございます。市民の日常生活の移動に不可欠なデマンドタクシーかさまの運行につきましては、その持続性を確保するために、受益者負担の原則から、引き続き利用者にとって一定の負担を求めるとする必要があると考えており、今後も継続してサービスを提供するために、議員おっしゃるような、高齢者を対象に利用料を減免するという考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 高齢者は、長い間、社会や経済の発展に尽くしてきた功労者です。また、現在も、大きなフレイルにならず、介護の世話にならないで健康で社会生活を続けているという点においても、功労者だと言えます。これからも長く続けていけるよう、守らなければならないと考えます。このような高齢者の生活を支える利用料金の減免、公益性を持ちます。この検討をよろしくお願いします。

次に、大項目2、市民の安心、安全なライフラインを維持するために移ります。

私は、水は言うまでもなく、人の命や健康の源で、社会経済を支える大切な物質です。そのために、上水道は、1、安定した水道水の供給、2番、安全安心することができる良質な水道水の供給という大きな役割を担っていると思えます。

小項目①上水道の断水事故について。

では、安定した水道水の供給という上水道の役割について、質問いたします。

2011年3月11日の大震災では、友部地域に限っても長い時間、水道の断水が発生し、市民生活に大きな影響を与え、忘れられない出来事となりました。しかし、その後、今日に至るまで、予期しない突発的な断水事故例はほとんど経験しなかったと思っています。これも関係する職員の皆さんの御努力によるものだと、感謝しているところです。

最初の質問です。ここ5年、あるいは3年のうちに、今まで断水事故は何件ありましたか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

上水道の過去3年間の予期しない断水事故の件数をお答えいたします。

令和4年度から令和6年度までの3年間の断水の合計が、全部で59件ございました。内訳ですが、令和4年度が20件、令和5年度が22件、令和6年度が17件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 想像したよりも、発生件数が多いという感想を持ちました。

次の質問ですが、大切なのは、それらの事故について原因が分かっているか、その対策は取られたかどうかです。それができているのであれば、その内容についてお答えください。また、究明されていないとすれば、その事例があれば、その理由をお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 断水の原因と対策について等の御質問ですが、原因につきましては、先ほど59件あった断水の原因につきましては、水道管の老朽化により発生しました漏水箇所の水道復旧工事を実施する際に断水をしたものでございます。

対策につきましては、主にもう水道管の老朽化対策を進めることでありまして、具体的には建設年度が古い箇所やこれまでに漏水が発生したエリアから順次、水道管の更新工事を実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次の質問です。8月9日土曜日7時頃のことですが、八雲一丁目で蛇口を回しても水が出ないという断水事故が発生しています。この事例について、その範囲と時間帯について分かっているでしょうか。お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 8月9日朝7時頃の八雲一丁目の断水事例についての御質問ですが、まず経緯から申し上げますと、8月9日これ土曜日になりますが、早朝の断水については、7時20分頃、市役所宿直の警備員から水が出ないと市民の方から通報があったとの連絡を受けたため、即座に水道課の担当職員が宍戸浄水場に駆けつけました。原因が機器の故障であることを確認しまして、7時45分に手動で復旧し、その結果を市役所の警備に連絡したところでございます。市民の方から通報いただいた後、速やかに対応

できたため、広範囲に市民への周知の実施に至らなかったものでございます。

断水した範囲につきましてですが、八雲一丁目を含む友部地区の宍戸浄水場の配水エリア内の各水道管の先端または末端部分にある約100件のうちの数件、こちらが断水したと把握しております。

そして、時間帯についてですが、8月9日朝7時頃から断水しまして、職員が手動で復旧した7時45分までの45分と把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） この対策で短時間に行われたことはとても素晴らしいといえますか、幸いなことでした。これが長引いて、ずっとずっと暑い日が続いていた頃でしたよね。そうしますと、これで今日私が質問をしますけれども、これだけでは終わらなかったらと推測されます。幸いでした。

ぜひ、このように断水など事故が起きたとき、市民が市役所のどこに通報したらいいか、その方法、市の対応、対策はどのようになっていますか、伺います。平日の場合と、平日ではない休日の場合に分けてお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 事故の通報、漏水、断水の事故の対応についてですが、まず平日につきましては、平日の日中であれば、笠間市の水道課のほうで電話いただければ即対応できる体制となっております。もしくは、休日、平日の夜間も同じなのですが、休日の対応といたしましては、市民から断水等の通報は市役所の警備員のほうに電話していただければ、すぐに水道課の職員に連絡が取れまして、対応できる体制を取っております。また同時に、市内の水道業者や各施設、機械や電気メーカーとも連絡がすぐ取れる状態で、速やかに対応ができる体制を整えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 利用者の不安、信頼を回復するためにも、どこに電話していいのか分からない、そういう事態はうまれないように、市民に周知徹底していただきたいと思います。

この方々は、僅かな時間だったから我慢ができたと思います。でも、これがちょっと延びたとしたら、大変なことでした。これからもそういう、ただこちらから電話をすとか、周知するというこの方法ではなく、事前に市民に分かるように広報、あるいは、何ていうのでしょうか、周知するための方法でやっていただきたいと思います。

休日における事故対応なんていうと、市民の皆さんがどうしよう、これは、今回の八雲町の事故は本当に短かったから幸いでした。そして、この水の事故というの、災害発生の第二次複合災害を生むこともあるかと思えます。ぜひ、水道水の安全供給に力を注いでいただいて、これからもよろしくお願ひしたいと思ひまして、終わりにいたします。

次に、大項目3、誰もが幸福で健康な生活を続けるために移ります。

国民健康保険など健康保険制度は、国民の命と健康を守る行政加入の深い保険です。社会保障制度として確立、定着しています。そして、医療機関では医療給付が受けたいために、保険証は保険制度運用の根幹に位置しています。

小項目①有効な健康保険証について、入ります。

通常マイナンバー法が改正され、2024年12月1日から紙の保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証への一本化が強要されました。現時点では、一本化どころか、事態は逆の状態にあります。医療機関の窓口で利用者の保険状況を、情報を確認する証明書は期限切れ、保険証の暫定的な運用も含めると、国民健康保険でも少なくとも9種類混在すると言われています。この有効期限も分かりにくいものがあります。

ここで質問します。医療機関の窓口で、保険証のほかに10割負担を避けることができない有効な証明書の種類と、その有効期限についてどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

従来の保険証は、令和6年12月2日をもって新規発行は終了となっております。現在、医療機関等に受診する際には、マイナンバーカードにひもづけされた、いわゆるマイナ保険証を御利用いただくか、マイナ保険証の利用登録をされていない方については、資格確認書を従来の保険証と同様に利用していただいております。

なお、この両者については1年間の有効期限が定められており、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証の利用登録をされていない方には資格確認書を、毎年7月の一斉更新の時期に対象者が特別な手続等を必要としない形で郵送し、あわせて書面にて制度の御案内をしております。また、現在の保険証としての有効期限は令和7年7月に一斉更新で御案内をしておりますので、令和8年7月31日までとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 私どもの調査では、現時点で有効な証明書が、少なくとも9種類以上あるということです。これは、マイナ保険証関係が一番多く、そしてマイナ保険証でも3種類、ほかに資格情報のお知らせなど、3種類の証明があります。ほかに、資格確認証と期限の切れた保険証の暫定的な運用があり、この9月19日からはスマホ保険証が運用開始になります。これは、マイナ保険証の移行を押し通し、ルールを変更するたび、重ねて制度が複雑になってしまった結果と言われています。

次の質問に移ります。国民健康保険制度や後期高齢者健康保険制度では、2024年12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、期限の切れた健康保険証に代わって、マイナ保険証の利用登録をしていない人に資格確認書が送られました。例えば、後期高齢者健康保険では従来の保険証の期限が切れる前に資格確認書が送られており、その中に現在入っている被保険者証は8月1日以降は使用できないと書いてもありましたが、その後、政府の

事務連絡で、暫定的な措置として来年3月末まで10割自己負担なしで使用できることになりました。これは、国保でも同様です。また、マイナ保険証に登録した全員に送られる資格情報のお知らせのみでも、国保に限り、来年3月末までは窓口で提示すれば、10割負担は避けられるということです。

そこで質問ですが、今述べたような事例はどのように被保険者や医療機関に知らせているのでしょうか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） すみません、議長、反問いたします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ただいまの質問は、小項目②の御質問でよろしいのですか。

○11番（林田美代子君） ちょっと待ってください。失礼しました。小項目②と私、読みませんでしたか。

いいと思います。どうぞお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 保険証廃止後の滞納世帯への対応ということでお答えをさせていただきます。

マイナンバー法及び国民健康保険法の改正に伴いまして、滞納世帯への対応の変更点といたしましては、改正前は有効期間を短くした、いわゆる短期被保険者証を交付しておりましたが、改正後はこれらの交付が廃止となりました。これを受けまして、従来、短期被保険者証の有効期限の満了期間に合わせて実施していた納税相談等について、今後は定期的な接触を確保する観点からおおむね3か月に1回程度納税勧奨通知を送付するとともに、納税滞納状況を考慮しながら納税相談等を実施することとなったものでございます。納税相談等の機会を設けるといふ滞納世帯への対応につきましては、これまでと変わりはありませんので、今後も引き続き滞納に至る世帯の生活状況について丁寧に聞き取りをしながら、適切な医療への受診機会の確保を図ってまいります。

一方で、国民健康保険における収納率の向上の取組は極めて重要であることや、公平公正の税負担の観点からも、悪質な滞納者については従前どおり滞納処分や納付の指導等について、厳正に実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 大きな変更点の一つは、短期被保険者型の資格確認書が出ないことにあります。

この例えば、この質問に移ります。特別療養費の支給となった世帯の18歳までの子どもには、どのような処置がされますか。短期被保険者証型の確認証は交付されるのかどうか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保険年金課長山口浩之君。

○保険年金課長（山口浩之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

医療費の全額自己負担となる特別療養費の支給につきましては、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもについては、この措置の対象外となっておりますので、一般の方と同様、マイナ保険証もしくは資格確認証により医療機関を受診することができますので、不利益が生じることはございません。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次の質問に移ります。特別療養費の支給となった世帯が医療を受けたいときに、医療機関窓口の一時的な10割負担が困難ですと申し上げたとして、どのような処置を取りますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 特別療養費の支給の対象となった世帯において、体調不良によって受診の必要性を訴える方が出た場合、そういった方への対応につきましては、本人や家族からの申出があれば、滞納状況や生活状況を考慮しながら判断し、医療への受診機会が確保できるよう、柔軟な対応を行っております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） いろいろ対策をしていただいております。特別な事情が出た場合、医療の給付ができるということで、とても安心しました。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（畑岡洋二君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで、15時まで休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後3時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式で質問をいたします。

まず、大項目1、学校給食費無償化の早期実施を。

小項目①学校給食の現状について、まず質問いたします。

現在、提供されている学校給食の回数と内容について、説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

本市の学校給食の現状でございますが、今年度の提供日数は年間で197日、食数で言いますと1日約5,500食、年間100万食以上の提供を予定しております。

主食には、地区によって多少差はありますが、御飯が137日、パンが40日、麺が20日提供予定です。提供する献立は、児童生徒のリクエストによるもののほか、県特産の常陸牛や笠間市産の栗や豚肉など地元の食材や台湾産のバナナ、ブントなどの市が用意する食材を使用した特別メニューも提供しているところです。また、令和5年度から開始したオーガニック給食は、北川根小学校では特別栽培米や有機野菜のコマツナ、ホウレンソウを年間を通して提供しているほか、今年4月から5月の2か月間は特別栽培米の御飯を市内全校に提供しており、米飯については令和10年の全校への100%提供を目標に、オーガニック給食を今後も拡大してまいります。

なお、昨今の物価高騰の影響は学校給食にも及んでおりますが、本市では2014年から11年間給食費を値上げすることなく、学校給食費負担軽減事業や郷土食材推進事業などにより、この食材などの高騰分や特別メニューで使用する地元食材費を市が支援することにより保護者の負担軽減と給食の量と質の確保を図っているところですが、今般の物価高騰を受け、本議会に負担軽減事業へのさらなる予算措置について補正予算を上程させていただいたところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 物価高騰の中で、食材費も値上がりしているけれども、給食費は値上げしないような措置を取っていると。さらに、補正予算もつけているということ、今説明を受けたところです。

それで、現在、小学校、中学校で学校給食費というのは幾らになっていて、それが年間で何か月分徴収しているのか、その状況を説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 小学生の給食費月額4,210円でございます。中学校が4,620円。こちらを、夏休みを除いた11か月分負担していただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 小学校は4,210円の月額、中学校は月額4,620円で、年間11か月分徴収をしているというお話でありました。

それでは、小項目②第3子以降無償化の現状と運用について、お伺いをします。

笠間市では、令和5年度から第3子以降無償化という措置を取って現在運用しておりますけれども、市民要望を受けて無償化の対象要件というのを一部改正したというふうになっておりますけれども、どのように改正をしたのか、その対象要件をお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

変更した対象要件につきましては、一番上の兄弟が15歳から18歳に変更したということ

が唯一の変更点でございますが、こちらの制度について少し答弁させていただきます。

まず、制度の対象要件ですが、市内に住所を有していることや18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育していることのほか、市税や給食費に未納がないこと、また生活保護、就学援助費支給制度による準要保護の認定を受けていないこととなっております。

今年度の状況でございますが、18歳以下の兄弟姉妹が3人以上の児童生徒、こちらが517名おります。このうち、8月末日現在、無償化となっている人数が349名、申請されていない人数が100名、就学援助受給や市税などの未納による非該当者が68名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 改定されたのは、前は小学校1年から中学校3年生までの子を3人以上養育し生計を同じくしていることという規定を、新しい規定では小学校1年生から18歳までの子を3人以上養育し生計を同じくしていることということで、適用範囲が少し広がったということですが、今回の変更でもって対象人数適用割合はどのように変化したのか、説明をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 制度によりまして拡大した人数でございますが、令和5年度と令和7年度の比較で無償化となった人数、令和5年度が184名、こちらから現在8月末日現在でございますが、349名に165名増加しまして、全児童生徒に対する割合では3.5%から7%に倍増しております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの説明によりますと、規定の改善でもって、無償化の対象人数が小中学生児童生徒合わせて165名増えて349名になって、7%が無償化の対象になったと、このような説明がありました。

それでは、無償化を適用する5要件がございますね。一つは、市内に住所を有する、今説明があったことですが、特に市税未納、給食費未納条項に抵触して無償化にならなかった児童生徒数は何名ほどいらしたのか、説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在、給食費の未納につきましては、児童手当より補填されますので、ございません。

市税の未納でございますが、申請いただいた人数のうちでございますが、令和5年度が32名、今年度は8月末日現在で18名でございますが、児童生徒全体に対する数字でございますが、申請をいただけていない世帯の納税状況は把握することができませんので、お答えすることができません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 現在分かっていることでは、令和5年度は、市税等の未納で32名が除外に、無償化から除外になって、今年度、現時点で18名が無償化から除外の見込みであるというふうに伺ったと受け止めております。

それで、これに関してなのですけれども、令和5年、それから今年度、18名が無償化から除外の対象になっているわけですけれども、未納の理由については家庭の内情によって把握は困難な点があると思いますが、この件についての把握はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 把握してございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは把握してないということで、難しい点だというふうに理解をしております。

それでは次に、小項目③無償化への国の方針と市の計画について、お伺いをいたします。

まず最初に、笠間市単独で学校給食費の無償化を来年から実施するとすれば、新たに市が負担する費用はおおよそ幾らになるか、説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 確認でございますが、小項目③の答弁は……。

○議長（畑岡洋二君） 反問権ですね、許可いたします。

○教育部長（松本浩行君） 小項目③の答弁でよろしいでしょうか。

来年度の、必要となる予算ということ。

○議長（畑岡洋二君） では、教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 令和8年度に必要となる、無償化した場合の費用ということで答弁させていただきます。

令和8年度に、児童生徒の人数は現時点で187名減少し、食材費となる給食費は約900万円減少することになりますが、物価高騰などを考慮した場合でございますが、今年度より増加する場合もあるという観点から、今年度同等と見込みまして、令和7年度の予算ベースの費用でお答えさせていただきます。

まず、保護者から食材費として負担いただく給食費の合計が年間約2億5,500万円、こちらに負担軽減事業や第3子無償化事業などで既に本市が支援する食材費が約1億1,600万円、こちらの数字は今回の補正予算が承認された場合の費用でございますが、この1億1,600万円は食材費全体の31%となりますが、これらの総額約3億7,100万円が総額で必要となると見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 概算で調べていただきまして、来年度、仮に学校給食費を小中学生児童生徒全員無償化した場合の費用は3億7,100万円ほど必要だという、そのような説明がございました。

これ毎月、来月には1,200品目の値上げがあるとか、1,400品目を超える値上げが予定されるなど、現在、物価高は深刻な状況です。教育費における保護者負担軽減の必要性は高まっており、学校給食費の早期無償化が求められていると考えます。

昨年6月に公表した文科省の調査でも、公立小中学校等で学校給食費無償化を何らかの方法で実施しているのは722自治体、全国の4割に当たります。無償化の目的は、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援との回答が最多で652自治体、次いで少子化対策になります。東京で今年1月から全自治体が無償化になり、全国的にも広がりを見せています。

このような動きを反映して、石破首相は2月の国会で、2026年度以降できるだけ早期の制度化を目指したいと表明いたしました。2025年度予算成立のために結んだ自公維の3党合意文書2月25日では、まずは小学校を念頭に地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現するとされました。今年6月の骨太の方針2025において、給食無償化は令和8年度予算の編成過程において、成案を得て実現するとされています。9月の概算要求では金額を明示しないで、給食費無償化への項目要求をしたと受け止めております。

ほとんどの政党が給食費無償化を求めており、政府による実施方針は決まっていると、このように考えます。国補事業となれば、国からの補助と一部は自治体負担となる可能性が考えられ、こういう場合、実施の可否は、市の判断に委ねられると思います。

その際の本市での実施方針はどうなるのか、伺います。来年度の国方針をどう受け止めているか、それに伴う市の計画はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 20番小藺江一三君が着席いたしました。

教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 予算を伴わない事項要求に関しましては承知しておりますが、現在国においては、無償化した場合の財源や給食を実施していない学校などとの公平性の確保のほか、学校給食法に食材費の保護者負担を定めていることから、法の改正など様々な課題の整理をしている段階であると認識しております。本市としましては、国の動向を注視しているところでございますので、計画はございません。

また、御質問にありました補助制度でございますが、こちらの対象や手続などの具体が明らかではございませんので、一概にお答えすることもできません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 詳しい予算を伴う方針が示されていないということで、今のところ考えてないというお答えかと思うのですが、それでいいんですね。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ぜひ、こういう状況ですので、考えていただきたいと思ってる

んです。それで、物価高騰対策として2万円、3万円の給付ではなくて、自治体へまとめて交付する案もあるというふうにも聞き及んでおります。これらを踏まえ、来年4月から市内小中義務教育学校の児童生徒全員に対する学校給食費無償化への取組を、できればそれと同時に、来年4月を待たずに来年1月から実施ということも考えていただきたいと思います。

昨年それから一昨年と、小中学校の学校給食費無償化を求める多くの市民署名も市に届いたと伺っております。私たちも協力をいたしました。市民も待ち望む措置だと考えております。改めて、見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

本市におきましては、給食事業だけではなく、こども部など、市全体で様々な施策により、子育て世代の負担軽減を図っております。

給食費の完全無償化につきましては、今年9日の全国市長会の要望にもございますように、国においてなすべきという考えでございますので、これまでもまたこれからも、そのような考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今から少し時間がありますので、ぜひとも検討していただいて、考えていただくようお願いしまして、次に、大項目2、訪問介護の現状と事業の安定的継続のために移ります。

大項目2初めに、小項目①今後の訪問介護利用者数の推計、訪問介護従事者数の動向について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今後の笠間市における訪問介護利用者数についてでございますが、介護保険事業計画9期の推計によりますと、令和7年度420人、令和8年度で425人、令和22年度には487人に達すると見込んでおります。高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の割合が増えることにより、今後も訪問介護を必要とする方は増加すると見込んでおります。

次に、訪問介護従事者数の動向についてですが、市内訪問看護事業所において訪問介護に従事する職員の人数を、各年4月現在で申し上げますと、令和4年152人、令和5年144人、令和6年160人となっております。また、令和7年は、直近の9月1日現在で165人でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それではそれに関連しまして、訪問介護利用者数の実績を、令和4年から令和6年についてお伺いをいたします、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 訪問介護利用者の実績についてでございますが、令和4年が384人、令和5年が403人、令和6年が397人となっております。利用者の実績はおおむね横ばいで推移をしております、またこれ計画の推計よりも少ない実績となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目②に移ります。

訪問介護事業所と訪問介護従事者の状況ということで、訪問介護事業者数と訪問介護従事者数の人数別の内訳をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 初めに、訪問介護事業所の状況についてでございますが、直近3年程度の状況としましては、年間1件程度の新規事業所の開設や事業所の廃止などがありまして、14から15事業所で推移をしております。今年9月から新たに開設した事業所がありまして、9月1日現在では15事業所が市内で運営を行っております。

次に、訪問介護従事者の状況についてでございますが、同じく9月1日時点の市内事業所でホームヘルパーとして勤務している方の人数は、常勤が73人、非常勤が92人、合計165人でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それに関連しまして、常勤の方よりも非常勤の方が多く占められているのが、今年度の様子だというのが分かりました。

それでは、令和4年度から令和6年度までの事業所数と、従事者数の内訳、常勤、非常勤の別をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、各年度の4月1日時点での事業所数でお答えをさせていただきますと、令和4年度が14事業所、令和5年度も同じく14事業所、令和6年度15事業所となっております。また、同様に従業者の常勤、非常勤の内訳につきましては、令和4年度常勤が53人、非常勤が99人、合計152人、令和5年度が常勤52人、非常勤92人、合計144人、令和6年度が常勤42人、非常勤106人、合計160人でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 大体、事業者数が14から15で推移をしていると。それから、従事者数についても、少し微増というところですかね。その中で、やはり非常勤の方が多くいらっしゃるという、そういう状況だということが分かりました。

それではこれに関しまして、市内訪問介護事業者に関する事業の運営、訪問介護従事者の給与状況などを調査した資料はございますか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市内の訪問介護従事者の給与改定状況、それから処遇改

善加算の配分状況、同じく事業所運営上の課題などを把握するために継続的に調査を行っております。直近では令和6年、本年6月に市内14の訪問事業所に対してアンケート調査を行いまして、11の事業所から回答を頂いております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 高齢福祉課の方がアンケート調査を行って、14事業所へアンケートを送ったということで、11事業所から回答があったということだと思います。

それで、このアンケートの回答に関して、お伺いをいたします。訪問介護従事者の給与状況について年齢別の最大値、中央値、最小値を伺いたいのですが、調査の母数、それから年齢範囲、どういう調査だったのか、説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 高齢福祉課長鈴木 晃君。

○高齢福祉課長（鈴木 晃君） 給与状況についての母数、サンプル数の多い年齢層はということについてでございますが、給与に関する項目につきましては、昨年度から継続して正規職員として勤務する方35名分の回答が得られました。この回答につきまして5歳ごとの年齢層で集計をしたところ、一番多い回答を得られたのが55歳から59歳で、8名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 20代から70代の35名分の給与データが得られたと。それで、その内容については、昨年から今年まで継続勤務している常勤の方の基本給だということが分かりました。

それでは、そのデータの中で、ただいまお話があったところによりますと、55歳から59歳の範囲で8データが得られたということですが、これに関しまして、この8データの最大値と中央値と最小値、中央値ですから平均値ではないですね、中央値を提示いただきたいと思います、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 高齢福祉課長鈴木 晃君。

○高齢福祉課長（鈴木 晃君） サンプル数の一番多い年齢層の給与、最大、中央、最低値ということですが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、8件のサンプルの集計結果になりますが、55歳から59歳の正規職員として訪問介護に従事する方の基本給の最高額は月額で約32万9,000円、中央値が23万9,000円、最低値が14万8,000円となっております。また、令和6年度から令和7年度の昇給額、こちらにつきましては、最高で月額約8万4,000円の増額、平均で月額約1万6,000円の増となっております。昨年度から本年度にかけて給与状況は大きく改善されているというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、非常に重要なデータが得られたと思っています。生のデータがこうして得られたのは初めてだと思うのですが、今、示されたデータだけでは正確な実態を把握することは困難だというふうに思いますので、これを、全データを事業

所ごとに示すということではできないのでしょうか。もちろん、名前は出さずに、ABCとか符号で示すという方法もあると思うのですが、どんなものですか。

○議長（畑岡洋二君） 高齢福祉課長鈴木 晃君。

○高齢福祉課長（鈴木 晃君） 今回の調査を実施するに当たりましては、給与の状況を年齢別に一人一人の回答を頂くということで、事業所のほうにはアンケートの実施の際に、一覧表のような形とかそういう形での資料の提供、外部への提供はしないということ書きをさせていただいて調査しておりますので、一覧表のような形で提供するという事は考えてございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。資料を収集するだけでも大変なことなのかなと思った次第なのですが、この中でもこの得られたデータは、非常に貴重なものだと思います。そこから見ますと、基本給ですから、基本給のほかに諸手当がつくとして、例えば50代後半の中央値で見ると23.9万円という基本給であるということが示されておりますので、名目賃金で手当がついたとしても約30万円程度。最大値の方でも、月額収入が40万円未満かなというふうに推測いたします。サンプル数が少ないので、正確なところはもちろん判断できないわけですが、55歳から59歳までの給与と常勤の給与ということを考えますと、私は定額ではないかなというふうに、私は判断、ここからはそのような感想を持ちます。

各種の調査では、エッセンシャルワーカー、特に介護関係者の収入月額は、ほかの業種に比べて、数万円あるいは七、八万円低いのではないかなというようなことも伺っておりますが、低い給与状況の一端がうかがえる結果ではなかったかというふうに思います。

それではこれに関連して、運営に関して、人件費比率というのが事業の経営にとって大事なデータだということだと思いますので、事業者の規模別の最大値、中央値、最小値というのを伺いたいのですけれども、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 高齢福祉課長鈴木 晃君。

○高齢福祉課長（鈴木 晃君） 事業所の規模別の人件費率ということですが、市内の訪問介護事業所に実施しましたアンケート調査等においてそのようなデータは取得しておりませんので、国が公表しております介護事業経営実態調査によりお答えさせていただきますと、訪問介護事業所の事業費に対する人件費の割合につきましては約78%ということで集計がされてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 全体の平均が78%ということで、もちろん全体の平均ですから、赤字経営のところもありますし、黒字経営のところもある。それらを含めた平均が78%ということなのでいいわけですね、そういうことですね。

笠間市内の事業所の人件費比率というのは分からないわけですね。そういうことであれ

ば、これからそういうことも含めて調査すると、経営実態がよく不況にある訪問介護事業所などの状況を正確に把握できるのではないかなというふうに思います。

これは、独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンターリサーチグループが作成した資料なのですが、これによりますと、2022年度訪問介護の経営状況については、三つの傾向が示されています。経費率が上昇し4割を超える事業所が、赤字、それからもう一つは、人件費率の平均は黒字事業所が人件費比率、黒字の事業所の人件費比率の平均は66.7%で、赤字事業所の人件費率の平均は93.6%と、それが二つ目。もう一つは、サービス提供回数の差による経営状況の違いが顕著であると、このようなデータが示されています。

人件費比率の差からある程度赤字、黒字などの傾向がつかめるものと思いますので、市内訪問事業所の状況をさらに把握し、こうすれば必要な対策を打てることになると思います。困難に直面する事業所は全国的に4割以上あると言われておりますので、昨年、訪問介護の基本報酬が約2%引き下げられましたよね。それで、さらに不況にある事業所が増えたものと思います。訪問介護の基本報酬が引き下げられ、この影響を受けて訪問介護事業所の運営が難しくなることが問題になって、政府への施策への批判の声が大きくなったのは昨年です。

昨年6月5日、衆院厚生労働委員会で、介護職の処遇改善の検討を求める決議が、全会一致で可決されたことは御存じだと思います。市内の事業所でも同じような傾向があると思います。市内事業所に対する公的助成の必要性和、県に関する市の役割について、本市としてどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 石井議員、小項目③に入りますか、質問は。

○14番（石井 栄君） そうです。小項目③です。

○議長（畑岡洋二君） では、保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 公的助成の拡充と市の役割についてでございますが、市では、これまでコロナ感染症、それから物価高騰などの社会情勢等の変化に影響を受けている市内の介護サービス事業所に対しまして、国の交付金を活用して支援を行ってまいりました。また、昨年度から介護人材の確保に関して、外国人の採用に取り組む事業所に対しての外国人介護人材受入支援事業を開始したところであり、訪問系サービス事業も支援の対象としております。

一方で、介護報酬については、人口構造、それから社会情勢の変化を踏まえて、様々な観点から3年に一度国において見直しがされるものであって、全ての介護サービスについて見直しが実施される、いわゆる公定価格でありますので、事業所の運営費用や従事者の給与に対する直接的な支援の実施については考えてございません。

市としましては、報酬改定や制度改正等の影響について継続的に把握をし、各事業者が安定した運営を継続できるよう各種加算の取得に向けたアドバイス、制度の周知、助言指

導、報酬増額につながるような支援を継続してまいりたいと考えております。また、議員も御承知かと思いますが、まだ詳細は不明でございますけれども、今後、茨城県において訪問介護事業所等を対象とした基本報酬減額や物価高騰支援など、経営の安定化を後押しする緊急支援が報道等により発表されております。

今後これらの情報提供などと併せまして、県と市と連携しつつ、それぞれの役割や方向性に基づく施策を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 議論でも明らかになりましたように、全国的には4割を超える赤字を抱える事業所があります。笠間でも、このような傾向があると思います。今後、危機が進行すれば、訪問介護事業に大きな影響が及びます。国などによる公的な支援、そして身近な市による支援は大きな支えになり、介護制度、そしてそれを受ける高齢者対策の前進に、そして維持前進につながるように今後さらに検討を深めて、支援ができて継続的な事業所の運営ができるように、関係部署でも御尽力をお願いしたいというふうに思います。

実情をしっかりと把握することができれば、的確な対応ができます。さらに調べて、来年度予算に向けて目に見えるような支援ができるようになるよう強く要望いたしまして、大項目3、放射能レンガ事件への事業者、県対応を進めるために、そこに移ってまいります。

大項目3、放射能レンガ事件への事業者、県の対応を進めるために。

小項目①再測定と放射能レンガの移動経路について、お伺いをいたします。

地域住民の方々は、昨年10月に発生した放射能レンガ事件に対して、もう時間がたったから解決したとは思っていません。市が採石事業者に対し放射能レンガは専門業者による測定をするよう指導した後、県はその場に置くことはならないとしてレンガの撤去を求め、その際、測定する予定のレンガの保全指導もせずにレンガを求め、さらに事業者は、事業者で県、市に連絡確認もしないで、専門業者による測定用のレンガを粉々に砕いて、そして事業所外の施設に搬出しました。そして、専門事業者による測定は、レンガのほかには砕石を1対1の割合で混ぜたものの空間放射線量を測定し、これも住民立会いを認めずに測定されました。こういうことで、このデータに対しては、住民の方々は信頼性のない測定結果であり、再測定は当然であると、データを示されても信頼できないデータでは、測定していないのと同じであると、そのように言っています。測定されたという県、事業者の言い分は成り立ちません。住民の皆さん方は、測定を求めています。

これについての見解をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

再測定と放射能レンガの移動経路についての御質問でございますが、昨年11月に実施した当該レンガの測定結果を県から国に照会し、関係法令にも基づく規制対象には当たらず

ないとの回答が得られたことから、前定例会の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、県では再測定の実用はないと判断しており、レンガの移動経路を明らかにすることについても法令上の根拠がないことから、調査しないことを確認しております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 住民の方々は、そういう答弁は根拠を持たないと、信頼できないデータだと、経過から考えても皆さんそんなふうに思っていますので、住民の方々が納得するような対応をこれからしっかり取ってくださる必要があると思うんです。

で、放射能レンガの搬入経路についても、搬入搬出した事業者が詳しく分かっているところもありますし、そういうことについても、しっかり見ていかないと安全対策にはつながらないのではないかなというふうに思います。

それで、一対一の割合で混ぜたものを測定したと言っているんですけども、実際一対一の割合なのかどうかは分からないだろうと。住民の立会いを拒んだというのは、その測定方法に疑問があると、そのような考えを述べていますので、住民の方々が信頼できるというデータを示してほしいということでもあります。

それから、小項目②について移ります。

小項目②全容説明を進め、安全対策を進めるための市の役割なのですけども、前回の答弁では、こういうことについては事業者がしっかり説明する必要があるということ市の方から答弁を伺いましたけれども、事業者は説明をしっかり果たしてないですね。それで、住民の方々も困っています。このときに、全容説明を図るためにも市の役割が重要だと思うのですが、市はそういうことに対して、業者任せなのですか。それとも、しっかり取り組むのですか、どちらですか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、市がしっかりと取り組むのか否かというような御質問をいただいているかと思うのですが、それについての答弁という形でよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 事業者の対応が不十分だし、それから県の対応も不十分なので、そういうことに対して市がしっかり対応するように、それから事業者が、それから許認可権を持つ県が、しっかり事業者に指導するように求めるのかという意味です、私の言っているのは。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 全容説明を進めるために市の役割というような御質問の中で、この点についても前回の一般質問で答弁させていただきましたとおり、事業者から地域の方々が納得していただけるよう説明することが必要であると考えております。

今年3月に事業者が開催した説明会においては、出席されました区長をはじめとしてい

る地域の方々から休日に説明会を開催してほしいという御要望があったことから、これを
実現するため、事業者に強く要請していくことが市の役割であり、これについては私ども
は事業者に対して強く要請をし続けるところでございます。

また、先ほど、議員のほうから県に対してというような話があったかと思えます。県に
対しては、先ほどの前の答弁の中で言いました、県の判断ということをきちんと説明させ
ていただいたと思います。国からの回答または法令的な規制という部分の中で、県の判断
は出てると思えます。

笠間市としましても、今回の事案については全容解明の中で地域の方々に事業者がきち
んと説明をするということは重要視してると思いますが、本件については許認可権者の県
が、県の判断の下で踏まえますと、各法令の規制は設けない状態になっているというふう
に考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 確かに、市が事業者に要請をしたというか、指導して説明会が
開かれたということは伺っております。その内容はどのようなものだったかということも、
あらかし聞いたのですが、全容解明からは程遠い、誠実な説明ではなかったと参加者から
お聞きしております。

ですから、今後の対応としては、一つはきちんと内容のある住民の要望に応えた説明会
等をするように、一つは努力していただくと、市がそういう説明会を開くように求めてい
ただくということと、それから県からもしっかりとした指導を行うということも含めて住
民の要望に沿った対応をしていただくことを強く望みますので、検討してください。

それでは、時間のこともありますので……。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 説明会を開催して住民の方からの要望が出た後以降、私
どもとしては、地域の方々が納得していただけるような説明を休日に開催してくださいね
ということは強く要請してございます。それに開催に当たっては、地域の方々、区長との
連絡調整をしながら日程調整を図りながら進めていただきたいということ、事業者のほ
うにも区長のほうにも、市が連絡を取りながら対応させていただいているところでござい
ます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。その経過は分かっておりますけれども、残念な
がら説明会の中身が住民の要望からかけ離れた内容だったということで、再度、市が役割
を發揮してほしいということでもあります。

それでは、大項目4、自然災害避難所環境の向上へ、その大項目に進みます。よろしく

お願いします。

大項目4、自然災害避難所環境の向上へ移ります。

小項目①避難所環境の現状と改善計画について、8か所ある市の拠点避難所について、環境の改善について質問をしたいと思います。8か所の拠点避難所について、空調機、ベッド、トイレの設置状況と、今後の計画をお伺いしますので、まとめてお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 14番石井議員の御質問にお答えさせていただきます。

拠点避難所の現状と改善計画についてでございますけれども、先ほど8か所の空調施設ということでございますが、現在、友部中学校と岩間中学校の体育館において空調の設置工事を実施しておりまして、今月末、完成を予定しているところでございます。また、市民体育館におきましては、今、実施設計を進めているところでございます。その他の拠点避難所の空調の設置につきましては現時点では未定でございますけれども、国などの交付金制度を注視しながら財源を確保していきたいと考えているところでございます。

次に、簡易ベッドの備蓄数等については、本年4月時点で135台となっております、本年度400台を購入する予定をしております、合わせて535台となります。その他、災害時には段ボールベッドを協定締結する企業から調達することとしておりまして、また簡易トイレにつきましては、現在82基を備蓄しております、今後の購入予定として50基を合わせまして132基となります。そのほか、携帯トイレ用としまして7,200回分の備蓄をしております。

今後進めてまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、空調機の設置の予定という計画についてなのですが、今後5か所どのような計画で進めていくのか、説明をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 先ほども御説明させていただきましたけれども、先ほどの2か所の工事は進めておりまして、体育館につきましては今、実施設計中と。残りにつきましては、現在未定というところでございます。

ただ、そういった中でも災害があった場合に夏場の熱中症対策としまして、設置する冷房よりは若干性能が下がりますけれども、スポットクーラーというものが各施設にございます。そういったものを代用しながら対応を進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、今後の計画について、スポットクーラーということもありましたけれども、それは役に立ちますよね。エアコンが設置されていないところでは。

今後、国でも設置する方針だということをおっしゃるので、計画を立てて、しっかり設置していただくようお願いをしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、16日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子